

## 全員協議会次第

令和6年11月19日  
全員協議会室 9:30～

### 1. 開 会 (9:30)

郡司事務局長

### 2. 挨拶

内藤議長

### 3. 協議事項

- 1) 三芳町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 2) 国民健康保険税率等の見直しについて
- 3) 指定管理者の指定についての概要説明
- 4) (仮称)地域活性化発信交流拠点基本計画策定の進捗状況報告
- 5) 三芳町地域公共交通計画(案)について

### 4. 報告事項

- 1) 議会広報広聴常任委員会
- 2) 議会運営委員会

### 5. その他

### 6. 閉 会 (13:46)

細谷副議長

令和6年11月19日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	吉村美津子
議員	光下重之	議員	小松伸介
議員	桃園典子	議員	池上義典
議員	牛丸藍子	議員	菊地浩二
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	長野真寿美	議員	林善美
議員	細田三恵		
議長	内藤美佐子	副議長	細谷光弘

欠席議員

なし

説明者

住民課長	百富由美香	住民課副課長	塩野茂好
住民課幹主	橋本和美	住民課幹主	石坂和希子
住民課査主	加藤智也	住民課事主	白石祐未
文化・スポーツ推進課長	前田早苗	文化・スポーツ推進課副課長	三田村宗剛
文化・スポーツ推進課幹主	小川圭一	道路交通統合調整課課長	近藤拓一郎
道路交通課主幹	古寺克行	道路交通課主任	白石直也
政策推進室室長	島田高志	政策推進室副室長	南雲玲
政策推進室主幹	滝澤司	政策推進室主任	萩原春香

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局長	小林忠之
------	------	------	------

事務局記 山田 亜矢子

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。

今日は、11月度の全員協議会ということで、皆様方には寒い中、朝から集まっていただきました。ありがとうございます。先日の日曜日ぐらいまではすごい暖かい日だったのですが、昨日からちょっと木枯らしが吹いているような寒い、特にまた今朝もすごく寒く、だんだん冬になってきたなという、そんな感じがしております。

先週、NHKホールで町村議会の全国大会が行われました。この件については、厚生文教常任委員会でもお話をさせていただきましたけれども、全国町村議長会から国に対する要望ということで、毎年これはやっているのですが、上げさせていただき、冊子をもらってきておりますので、皆さんが見れるように、いつものポケットのところに入れております。いろんな要望を国に対して議長会からしておりますので、興味のある方は、ぜひお手に取ってみたいというふうにも思います。日本の国は国会だけで動いているのではないなど。地方が元気にならないとやっぱり日本の国も元気にならないというのは、すごい感じた全国大会でございました。ぜひとも読んでいただければと思います。

それから、明日からもう通告が2日間、それから25日には議会運営委員会ということで、いよいよ12月議会が始まります。本当に先日9月議会が終わって、何かいろいろ文化祭だの音楽会だのいろんなのをやっている間に、突然また次の議会がというところで、皆さん大変お忙しいと思いますけれども、ぜひとも準備を怠らず行っていただきまして、よい12月議会を迎えたいと思いますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎三芳町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、今日は全員協議会ということで、全員の議員の皆さんに出席をしていただきました。協議事項が5点ございます。1点ずつ進めていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

そして、協議事項の中には今後議案として出てくるものもございますので、その件については、議場での議案審議ということになりますので、ここでの込み入った細かい質疑はお控えいただきたいと思います。

では、まず1点目です。三芳町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてということで、住民課から

課長をはじめ職員の皆様に来ていただいておりますので、この件について説明をお願いいたします。

では、課長。

○住民課長（百富由美香君） 皆さん、おはようございます。住民課長の百富でございます。このまま失礼ながら着座にて進めさせていただきます。

本日2件、住民課でご説明させていただきます。それで、担当が一緒に参りましたので、副課長の塩野、それから住民担当の主幹の橋本、それから主事の白石、こちらが主幹の石坂、それから主査の加藤でございます。

○議長（内藤美佐子君） 課長、すみません、1点ずつ進めていただければいいので、まず1点目。

○住民課長（百富由美香君） 分かりました。

それでは、1点目、三芳町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてということでございます。令和7年度以降、マイナンバーカードの電子証明書の更新需要が急増し、窓口体制の強化が重要となっている状況がございます。これまで町ではマイナンバーカードの普及促進においては、カードの取得を希望された方には本町での申請サポートに加えまして、出張申請サポートとしまして、公民館や集会所、福祉施設など職員が出向いて申請のお手伝いをしてまいりました。現在では対象は限定となりますが、個人宅へのサポートについても出向いて実施をしているところでもございます。

今回課題となっている電子証明書の更新手続については、こちらは代理申請もできる場所ではありますが、基本的には手続にご本人様が役場へ出向く必要がございます。このため、更新手続が可能な場所の充実についてはニーズが高まっており、住民の利便性向上を図る必要があるところがございます。総務省からの対応策に郵便局への事務委託により導入及びその後の維持に係る必要な経費については、全額が補助金対象となることなど、手厚い支援が表明されたところでもあります。これを受けまして、町内の郵便局において手続が可能かどうか、現地調査、検討を進め、実施が可能な状況が確認できましたので、今回ご報告し、準備を進めていくものでございます。

今後必要な手続でございますが、7年度の当初予算に経費を計上し、その後、法に基づき三芳町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するという必要がありますので、その指定に当たっては、あらかじめ議会の議決を経ることとなっていることから、今後議案を提出させていただく予定で考えているところでございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、担当の橋本主幹から説明をさせていただこうと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） では、橋本主幹、お願いします。

○住民課主幹（橋本和美君） 住民課の橋本です。今日はよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明のほうをさせていただきます。

当町ではマイナンバーカードの交付率が75%に達し、さらなる普及促進に努める中で、電子証明書の発行及び更新の手続における住民負担が課題の一つと捉えています。そこで、当手続における住民の利便性の向上を目的として、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項に基づき、議会の議決を経て町内の郵便局を指定しようと考えております。指定を予定している郵便局は、町内の郵便局で、三芳郵便局、三芳北永井郵便局、三芳みよし台郵便局です。取り扱わせる事務は、マイナンバーカードの電子証明書の発行と更新事務等です。

電子証明書とは、マイナンバーカードに格納されている、本人であることを電子的に証明するものであり、コンビニでの住民票等の取得や保険証利用の際に使用されるものです。マイナンバーカード自体の有効期限は10年ですが、電子証明書は発行から5回目の誕生日までが有効期限のため、引き続き使用するためには更新を行う必要があります。電子証明書の発行及び更新の手続は、現在本庁舎のみの取扱いとしていますが、来年度以降更新の件数は増加する見込みです。そのため、郵便局でもその事務を取扱うことで住民課窓口の混雑緩和や住民の利便性の向上につながるものとなります。電子証明書の更新想定件数ですが、令和6年度が約2,800件で、今年度比で令和7年度は約270%、令和8年度は約200%、令和9年度は約300%となります。

最後に、今後の予定ですが、必要な経費を令和7年度の当初予算に計上いたします。この経費の全額がマイナンバーカード交付事務費補助金の対象となっております。郵便局の指定につきましては、令和7年6月議会に上程予定となっております。導入準備を経て郵便局の取扱い開始は、令和8年2月を予定しております。

以上となります。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

説明はこれで終わりでしょうか。

では、今説明がございました今後の予定についても、当初予算に計上がされたり、あと郵便局指定については、来年の6月議会にも上程というお話でございました。この件について、議案に関わるのではなくて、この件について確認をもう少ししておきたいところがあれば、皆様、挙手にてお尋ねいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

では、光下議員。

○議員（光下重之君） おはようございます。説明ありがとうございます。光下です。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第2項では、取扱う期間を明らかにしてという部分があるのですけれども、協議の中でそれはどんなふうになっているのでしょうか、その点お願いします。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○住民課長（百富由美香君） 百富です。

今の件でございますが、予定としてお話しさせていただいたとおり、令和8年の2月から開始となります。1年ごとの更新という形になりますので、令和7年度については、8年の2月から3月までの2か月間を予定しておりまして、その後どちらかに何か申出がない限りは、その都度更新がされていくというような流れで検討がされているところでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。ごめんなさい、もし分かればいいので、国のほうの関連

なのであれなのですけれども、全額国のほうから出るわけなのですけれども、この郵便局というふうに定めた、それはなぜ郵便局としたのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 今のところの答弁は。

課長。

○住民課長（百富由美香君） 百富です。

当町で郵便局を選んだことについては、こういった方法が示された、制度が示されたことにおいて、住民にとってとても身近で、通っている方にとっては信頼ができる、行きやすい場所であるというふうに認識しているからでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） すみません、先ほど言ったように国からの関連があると思うのですけれども、これは全国的に郵便局でやっていくというふうに捉えていいのか、それともその場所の指定は各市町村でできるのではなくて、今言ったように国のほうからだと思っているので、全国的に郵便局なのか、それともそうではないところもあるのか、もし分かるようでしたらお伺いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○住民課長（百富由美香君） 百富です。

郵便局のみが可能となっているところでございます。全国的においては、今回のこちらを希望する自治体が進めているというところでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございます。

具体的なお金の部分は、また議案ということで、あるいは当初予算ということなので、後ほどお聞きしますけれども、これ全額国補助ということなのですけれども、この郵便局にいろんなシステムであるとか機器類等備えていただくことになると思うのですけれども、それも町の、町のというか国なのか、こちら側の負担で全額、要するに郵便局の負担なしで行うということではよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○住民課長（百富由美香君） 百富です。

今の件は、郵便局の負担はないというふうに考えております。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということで、実際郵便局のほうの業務が開始されて、それ以降は、例えばシステム改修とかそういう点については町のほうでやるのかもしれませんが、実際の発行業務でありますとか郵便局の人件費の部分、それはもう郵便局のほうにお任せという形になるのでしょうか。あるいはその部分の補助が出るのかどうか。

○議長（内藤美佐子君） 人件費のところへの補助ですか。

課長、お願いします。

○住民課長（百富由美香君） お答えします。

今の件ですけれども、導入に関する経費は当然100%負担してもらって、その後、維持していく上で1件当たり幾らということで、お支払いについても国の補助金対象となるということで、人件費というか1件処理していただいたごとにお支払いがされるというような形を取ることになります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

よろしいですか。

池上議員。

○議員（池上義典君） すみません、池上です。

来年度以降、更新の件数が増加する見込みであるというふうにあるのですが、これ切れる人に対して、前もって何か通知とか来るのですか。

○議長（内藤美佐子君） 橋本主幹、お願いします。

○住民課主幹（橋本和美君） 更新に関しては、3か月前に国の機関のほうから通知が来るので、それを持って皆さん更新にいらっしゃっています。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

では、光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

この事務の取扱いなのですけれども、三芳郵便局にせよ北永井、みよし台の郵便局にせよ、その窓口が決して広く余裕があるわけではないわけなのですけれども、この事務をやりますよ、取り扱いますよという、そういう住民へのアピールとか、そういったものというのは各郵便局に任されるわけなのですか。

○議長（内藤美佐子君） 周知の部分ですね。

課長、お願いします。

○住民課長（百富由美香君） お答えします。

周知は当町でやっていきたいというふうを考えております。

○議長（内藤美佐子君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

そういう周知はもちろん分かるのですけれども、現場の話といたしますか、それはもし今分かっているようなものがあれば、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○住民課長（百富由美香君） お答えします。

今現在、どこの場所でこういったスペースを使ってプライバシーが保護されるようなスペースを確保してやれるかどうかというのを現地調査してまいりましたので、そういったスペースが取れるところをお願いをしたいということで、町内の3つの郵便局が該当しているというふうになっております。また、それについての周知についても当町で行いますが、郵便局側についてもそれなりにしていただけないか。これは、もうちょっと具体的になってきてからのお話になってくるとは思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですね。あとは議案で出てきますので、指定のときにまた聞いていただければと思います。

よろしいでしょうか、この件については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、三芳町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての協議はここで終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午前 9時49分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午前 9時50分）

---

#### ◎国民健康保険税率等の見直しについて

○議長（内藤美佐子君） 協議事項の2点目、国民健康保険税率等の見直しについて説明をお願いいたします。

課長、お願いします。

○住民課長（百富由美香君） 引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、国民健康保険税率等の見直しについてでございます。資料を御覧ください。国民健康保険税率等の見直しに伴い、三芳町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申を踏まえ、下記のとおり条例改正を行います。

税率につきましては、比較表を御覧ください。改正後のみお伝えいたしますが、医療分の所得割を7.97%へ、均等割を3万4,300円に、後期高齢者支援金分、所得割を3.24%に、均等割を1万1,100円に、介護分の所得割を2.39%に、均等割を1万4,800円に改定する予定でございます。

また、賦課限度額につきましては、後期高齢者支援金分が24万円に2万円の増となりまして、賦課限度額の合計が106万ということで改正をする予定としております。

それでは、改正の主な理由につきまして説明させていただきます。1人当たり医療費や後期高齢者支援金が増加傾向にあり、令和5年度からは単年度収支がマイナスとなっている点でございます。これは、国保の加入者が減少しているものの、医療の高度化などで1人当たりに係る保険給付費は年々増加している点、また後期高齢者医療制度をそれ以外の医療保険者が支えるために支払うべき後期高齢者支援金が、こちらも1人当たりに係る保険給付費の増加があることや、団塊の世代が75歳を超え対象者が増加していることから、この支援金が年々増加傾向の状況があるためでございます。

次に、令和7年度に税率を据え置いたままでは、令和5年度、6年度以上に収支が大きく悪化することが懸念されるという点です。こちらは、現状の税率は平成30年度から据え置いたものであり、令和5年度以降は、この年度だけで見た単年度の収支状況はマイナスとなっており、このままでは国保の財政状況はますます悪化する状況にあるからでございます。

続いて、3つ目のぼつですが、既に令和6年度で繰越金保有基金をほぼ使い切る見込みであり、令和7年度においては、繰越金、保有基金による補填は見込めない点でございます。既に令和3年度の決算でございますが、繰越金が当時約1億5,000万円ございましたが、令和5年度の決算においては3,000万円程度と大きく減少しました。令和6年度の予算を組むに当たっては、1億円の保有基金を充てないと予算が組めませんでした。また、令和7年度は繰越金、基金ともに補填できるものがない状態となっている点でございます。

次に、令和9年度の県内保険税水準の準統一を見据え、税率の乖離が生じていることから、段階的な税率改正が必要となる点でございます。これは、現在の予定では、令和12年度に県内市町村が完全統一という形で保険税の統一が図られる予定となっておりますが、令和9年度には、その前段階として保険税水準の準統一が予定されております。このため、県で示している標準保険税率と現行の三芳町の税率との乖離が大きい点のため、段階的な税率改正が必要な状況となっている点でございます。

続いて、改正後の税率は、現在示されている令和6年度の標準保険税料を用いているということでございます。この標準保険税料は、法令で定められたルールに基づき埼玉県が算定しておりますが、これは国保を運営するために必要な額を集めるための理論上の税率です。毎年市町村ごとの標準保険税率を埼玉県が公表しております。その最新の6年度の標準保険税率を7年度からの税率として、1年の差はありますが、その値を用いたものでございます。

今ご説明しました国民健康保険の運営について示してあるのが、一番下のところにあります埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）となり、この抜粋をここに示させていただきました。内容につきましては、大きな丸1つ目が、令和9年度の保険税水準の準統一に当たっては、各市町村は県が提示する市町村標準保険税率どおりに賦課することとするとなっております。

続いて、2つ目の丸、賦課限度額については、政令で定める金額で統一することとする。このような予定となっております。

それでは、次ページを御覧ください。すみません、1つ飛ばしてしまったので、今の最後のところの賦課限度額のところについて説明させていただきます。賦課限度額を法定額とすることは、既に令和5年度の町の国保運営協議会にて答申をいただいているところでもあります。今後令和9年度の準統一では、賦課限度額を法定額とすることが定められていることから、令和8年度末には9年度の準統一に向けて専決処分により対応させていただく必要があるところでございます。

賦課限度額については以上になりますので、続いて次ページをお開きください。令和6年度三芳町国民健康保険運営協議会の協議概要についてご説明をいたします。既に4回を開催しております。第1回目を令和6年5月13日に町長からの諮問を行いまして、第2回目、令和6年8月21日には国民健康保険税率の見直しについてということで、国保財政の現状と展望の説明、また事務局案①の説明及び協議を行いました。このときの主な委員の意見でございますが、税率改正が必要なことはやむを得ない部分はあるだろうが、所得のない人がこのような額を払えるのかという税率改正に対する抵抗感をお持ちのご意見がございました。

続いて、第3回、令和6年10月2日、こちら国民健康保険税率の見直しについて引き続き協議を行っております。この際は、事務局案②の再提案を行っております。また、その後、協議を行ったところでございます。その際の主なご意見といたしまして、所得のない層に配慮された2回目の②案が、税率改正が必要な中ではよいのではないかとということのご意見が、最終的には総員の賛成という形でいただくこととなり、②

案ということでのご意見がまとまったところでございます。

続いて、第4回目には、令和6年11月6日、協議会から国民健康保険税率等の見直しについて答申をいただいたという流れになります。この国保運営協議会の協議結果としましては、令和9年度に予定されている保険税水準の準統一に向けて、令和6年度の標準保険税率を用いた改正を行う上では、所得のない層へ最大限の配慮をした案で協議がまとまったという形でございます。

ご説明は以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。この税率改正の議案はいつ出るのですか。3月議会。

○住民課長（百富由美香君） いいえ、今回の……

○議長（内藤美佐子君） 今回、12月議会で……

○住民課長（百富由美香君） 上程させていただいております。

○議長（内藤美佐子君） 承知しました。ということで、今説明いただきましたこの議案は、12月定例会で議案として出るということでございますので、細かいところは議場で伺っていただきたいと思いますが、何か確認をしておきたいことがあれば、ここで挙手をしていただければと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません、ちょっと正確なところで聞き逃してしまったので、1ページ目の最後の賦課限度額について、これは今後は専決処分で行うというふうにおっしゃいましたか。ちょっとすみません、もう一回説明をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 住民課長、お願いします。

○住民課長（百富由美香君） 賦課限度額につきましては、令和9年度からは法定額にするということで、準統一の際に定められている、統一するときに定められているものですから、その際においては、必ず専決処分をしないと、国の税制大綱に基づいた地方税法の改正というのが3月末に行われます。これは、3月末に行われて4月1日施行になりますので、必ず専決処分をしないと間に合わない状況でございます。そのため、令和9年度の準統一に当たりましては、必ず令和8年度末に専決処分をしないと法定額とすることができないものですから、そういうふうにご説明させていただきました。今後につきましては、国保運営協議会の答申においては、法定額とすべきではないか、今現在ももう法定額にしていくべきではないかというのを昨年答申をいただいているところではございますが、今現在は今回の議案でも上程させていただいておりますので、専決処分をしておりますので、きちっと議案として上程させていただいている状況にはあります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 2点ほどちょっと聞きたいのですけれども、今のところの政令で定めるということになって、当町では今最高限度額は65万円ということで医療分、この政令で定める方というのは、金額はどのくらいになっているのでしょうか。

課長、お願いします。

○住民課長（百富由美香君） この政令で定める額というのは、今年ももう既に示されているのですが、国のほうで税制大綱がまとまるのが毎年大体年末だと思うのです。それが法改正という形で出されるのが3月末ぐらいになってくるのですけれども、毎年毎年審議されていますので、その額がここのところはずっと毎年上げが行われていますが、医療分についてということだったので、医療分は過去どれぐらい前かはちょっとあれなのですけれども、ここのところ上がったのは後期高齢者支援金分などが多いところで、医療分については、今現在が65万円になっておりますが、令和5年度が63万円でしたので、それが6年度から2万円上がっているという状態でありまして、法定額のほうでは令和4年にはもう既に65万円になっておりましたので、三芳町は遅れて改正が行われている状況にあります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私も三芳町は最高限度額が低いというのは分かっているので、それでもって63万から65万に上げたのもありますので、実際には、ですからこれから政令で定めるようになったら、65万がどのくらいになるのかというのを、そのことを、今どのくらいの基準でしているのかというのをちょっと知りたかったのですけれども、それについては、政令については、まだこれから審議して行ってこれからなので、今までの政令の部分では分からないということでもいいのでしょうか。先ほど言ったように、65万というのを三芳は63万円だったので、それに近づけていくということで、政令では今三芳の65万よりかもっと高い金額を掲げているのかなと思うのですけれども、その高い金額を掲げているのかどうかをちょっと知りたいのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） 今後上がっていくかというところでは。

では、課長お願いします。

○住民課長（百富由美香君） 百富です。

毎年国のほうで審議がされますので、その際に何が上がるかというのは、事前に分かっているものではなくて、毎年毎年きちっと適正な審議が行われた上でなっていて、既に最近のニュースでは、今年度医療分が3万円上がるということでニュース報道がされておりましたので、正式には来年の3月末の地方税の法改正のところでは3万円が上がるということが、既に予定というか検討がされたということだったとは思いますが。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員、確認をしておくことだけにしてください。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際にはそういった国の政令で定まってくると、もうちょっと高くなってしまふのかなとちょっと心配だったのですけれども、もう一点のほうでは、まだ途中ですけれども、令和6年度の決算までにはまだずっと先で、来年の3月31日で、これから冬を迎えるので、きっといろんな風邪とか医療費もかかると思うのですけれども、大体6年度決算の見込みというのは、歳入歳出差引額、どのくらい残るのか、それとも赤字になる可能性なのか、今見込みとしてはどう捉えているかお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 課長、大丈夫ですか、その件。

石坂主幹、お願いします。

○住民課主幹（石坂和希子君） 石坂です。お答えいたします。

令和6年度の収支の見込みなのですが、基金や繰越金などを含めない単年度収支の収支差では、令和6年度は約1億5,000万円のマイナスを見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） あとは、またこの件については12月定例会で議案として出ますので、もっとお伺いしたいことがあれば議場をお願いいたします。

では、以上で住民課による説明、1番と2番は終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（午前10時09分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午前10時12分）

---

#### ◎指定管理者の指定についての概要説明

○議長（内藤美佐子君） 協議事項の3項目め、指定管理者の指定についての概要説明を文化・スポーツ推進課よりしていただきますので、この件についても、これは12月定例会の議案ということでしょうか。では、説明をお願いいたします。

課長、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（前田早苗君） 文化・スポーツ推進課からは、12月定例会の議案になります指定管理者の指定についての概要のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、第4期、来年度令和7年の4月1日から令和12年の3月31日までの文化会館と体育施設の指定管理者の指定期間のための説明となります。

令和7年度以降の指定管理者について募集を行いまして、選定委員会にて候補者を選定し、仮協定を締結したところでございます。そのための12月議会の議案でございますので、その概要をご説明を担当からさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（内藤美佐子君） では、副課長、お願いします。

○文化・スポーツ推進課副課長（三田村宗剛君） それでは初めに、資料1のほうを御覧いただければと思います。募集に当たり、こちら選定の経緯と申請団体のほうをまとめております。

まず、経緯につきましては、6月11日に第1回の選定委員会を開きまして、その後全部で4回までの選定委員会のほうを開催させていただきました。7月12日には町ホームページにて募集要項等を公表させていただきました。8月5日、6日に体育施設及び文化会館の公募説明会を開催したところ、体育施設につきましては、参加団体数が10者、文化会館につきましては7者ございました。その後、8月23日には募集要項に関する質問の受付がございまして、9月27日には申請書の受付を締め切ったところでございます。その後、10月8日に第3回選定委員会で一次審査、10月24日には第4回選定委

員会で応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を行いまして、10月28日に指定管理者の候補者を町ホームページで公表したところでございます。その指定管理者の候補者と協議を重ねまして、10月31日に仮協定のほうを締結させていただきました。

2の申請団体につきましては、文化会館につきましては1者でございます。みよし未来パートナーズさん、この構成団体といたしましては、現指定管理者であります株式会社ケイミックスパブリックビジネスと、あともう一社が体育施設の指定管理者でありますセイカスポーツセンターとなります。

次に、体育施設につきましては、3者申込みがございました。1つがみよし未来パートナーズ、こちらが代表が現指定管理者のセイカスポーツセンターが構成団体となっております、あとクリーン工房も現指定管理者となります。文化会館のケイミックスパブリックビジネスの構成団体でございます。

あと、三芳ウェルネスパートナーズがシンコースポーツ株式会社とアイル・コーポレーション株式会社が構成団体となっております。

もう一社が三芳スポーツFTパートナーズ、こちらがフクシ・エンタープライズと東急コミュニティーという企業の共同事業体となっております。

次に、資料移りまして、資料2になります。募集要項になります。こちらかなり長いので、ちょっと割愛して説明させていただきますけれども、指定管理者の応募者が提案書の書き方ですとか、あと町の考え等々をまとめてございます。

3ページには、その募集の概要のほうをまとめておりまして、4ページには募集のスケジュール等々まとめてございます。

5ページの6の施設の運営・管理に関する基本的な考え方というところで、町の文化会館、体育施設に対する基本的な考え方をまとめているところでございます。

7ページ以降は、提案事項について、こういったことを記載してくださいというところをまとめてございます。

9ページには指定管理業務の経費に関する提案というところで、金額的なところをまとめてございます。13の(1)、指定管理料の上限額というところで、文化会館につきましては、5年間の総額で4億5,000万、体育施設は4億円ということで上限額として指定しております。

また、選定に当たって、16ページなのですけれども、審査項目まとめてございまして、施設の運営に関する提案、自主事業の実施に関する提案、あとは施設の管理に関する提案、指定管理業務の経費に関する提案、その他の提案というところで、全200点満点の配点項目として、こちらのほうを募集要項にまとめてあります。

次に、資料3になります。資料3は業務仕様書になります。これも指定管理者が体育館、文化会館の運営を行うに当たりまして、こういった業務になるかというのをまとめたところになりますけれども、3ページからはその施設の概要等々をまとめてあります。

あとは、9ページにはその法令等の遵守というところで、町が定める条例等々をまとめてありまして、こういったところを遵守してくださいということでまとめてあります。

11ページの7の自主事業につきましては、こちら前回もそうなのですけれども、自主事業については、

町と全て三芳町と共催としますということで指定しておりまして、12ページには、町としてその指定の事業ということで、文化会館、体育館、それぞれ現事業の継続事業をまとめてございます。

あと、13ページには町と指定管理者のリスク分担ということで、これは前回と変わらずですけども、様々なリスクについての主負担、従負担をまとめてございます。

仕様書については以上でございます。

次に、資料4のほうを御覧ください。こちらが指定管理料の推移と収支の実績になります。第1期が平成22年から5年で1期というふうになっておりまして、これまで令和6年度、今年度になりますけれども、第3期ということでもまとめてあります。第3期、いわゆる今年度につきましては、まだ執行中のため見込額ということになっておりますけれども、指定管理料の、黄色く塗った枠のところでございますけれども、こういった形で金額のほうが上がっております。第4期につきましては、今回その指定管理者の候補者となりました、文化会館につきましては、みよし未来パートナーズでございます。体育施設につきましては、同様に載せているのですけれども、こちらが三芳ウェルネスパートナーズJVが候補者としてなっております、その第4期の金額を計上しているところでございます。

今回、体育施設につきましては、現指定管理者から変更することになります。こういった企業かというのをまとめたのが資料5になります。代表団体でありますシンコースポーツ株式会社でございますけれども、こちら全国的に600施設の管理実績がある企業で、非常に大手の企業でございます。主に公共スポーツ文化施設の管理運営事業を行っております、いわゆる指定管理者制度の運営です。こういったところを行っております。近隣の類似施設の実績としましては、坂戸市、狭山市、さいたま市の体育施設のほうを管理しております。

構成団体のアイル・コーポレーション株式会社につきましては、こちらは主に管理の部分になりますけれども、もともとはさいたま市の管理衛生業務をなりわいとして立ち上がった企業でございます。こちらも全国に600施設以上の管理実績がございまして、指定管理事業ですとかビルメンテナンス、こういったところを主に行っている事業者でございます。近隣ではふじみ野市、鴻巣市、春日部市、入間市の体育施設を管理している企業でございます。

また、お配りしました資料につきまして、こちら公表資料ではないので、後ほどちょっと回収させていただきたいのですけれども、選定委員会で今回採点を行ったところでございますけれども、その採点結果となっております。文化会館につきましては1者でございましたけれども、体育施設の3者につきましては、こういった結果となりまして、現指定管理者から変更になるということで、そういう結果となっております。

以上で資料の説明となります。

○議長（内藤美佐子君） では、今説明をしていただきました。この件については、12月定例会で指定管理に関する議案が出るということで、細かいところはそこで聞いていただければと思いますが、何か確認をしておきたいことがあればここで受けいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今、選定審査表というのを配っていただきまして、これを回収することなのですけれども、

回収する必要は全くないと思うのですけれども、なぜ回収するのか。回収しなくてもいいとは思うのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） 一応各会社関係の点数が入っているので、これは会社情報になりますよね。この件について、副課長。

○文化・スポーツ推進課副課長（三田村宗剛君） こちら公表している資料ではございませんので、本日の全員協議会での説明資料の参考として配付したものですので、大変恐れ入りますが、この説明が終わった後に回収させていただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 回収をされるということですので、それはご理解いただきたいと思います。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、この件については、議案がまたありますので、定例会でよろしくお願いたします。

それでは、以上で指定管理者の指定についての概要説明を終わらせていただきます。

暫時休憩します。

（午前10時25分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午前10時35分）

---

#### ◎（仮称）地域活性化発信交流拠点基本計画策定の進捗状況報告

○議長（内藤美佐子君） 協議事項の4点目、（仮称）地域活性化発信交流拠点基本計画策定の進捗状況報告ということで、道路交通課から総合調整幹、また主幹、主任来ていただいておりますので、まずは報告をしていただきたいと思います。

総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 皆様、おはようございます。

○議長（内藤美佐子君） お座りのままで。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 今、議長からお話あったとおり、今回（仮称）地域活性化発信交流拠点の基本計画を策定しているのですけれども、その進捗状況について報告させていただきたいと思います。

まず、出席者の紹介からさせていただきます。私、総合調整幹の近藤でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。隣に道路交通課主幹の古寺です。その隣に道路交通課の主任の白石です。以上の3名で対応させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

では、まずは私のほうから趣旨について簡単にご紹介させていただきます。（仮称）地域活性化発信交流拠点、私これから拠点というふうに言わせてもらいますけれども、本拠点につきましては、町の向上を目指す情報発信機能とか、あとは地域の多業種が連携した活力創生につながる商業拠点を目指して、現在基本計画の策定をしております。令和6年の4月から進めてございます。基本計画は何

やるのかという、まずは基本方針とか基本コンセプト、そういったものを固めつつ、町民へほかの地域の方から広い範囲で利用ニーズ調査ということで調査を実施しまして、そういったものを求めているかというのをリサーチしながら、この拠点に導入すべき機能というのを決めて、その機能に見合った規模とか、こういった全体の施設内に配置したらいいのかという配置計画をつくって、その後それに基づいて概算の事業費とか、あとはどれくらい期間かかるかとかスケジュールとか、こういった事業手法、公設公営とか民設民営とかたくさん手法があるのですけれども、そういった事業手法を決める、そういった流れで基本計画の策定をする予定でございまして、その策定に当たりましては、検討委員会というものを立ち上げまして、学識経験者とか、あとは町の農業とか商業とか、あとは子育て世代の方とか、そういった精通された代表となる方を委員にお招きしまして、いろいろご意見いただきながら策定を進めてございます。今現在、第3回まで委員会のほうを進めてございまして、先ほど私が紹介しました基本計画の内容のうち、基本コンセプトとか、あとは導入機能、あとは導入規模と導入施設と、あとはその配置計画までまとまりましたので、中間ではございますけれども、途中の進捗状況報告ということで今回資料を作成しましたので、その資料に沿って説明させていただきますので、よろしく願います。

○議長（内藤美佐子君） 説明は。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） では、引き続き説明します。

○議長（内藤美佐子君） では、古寺主幹、願います。

○道路交通課主幹（古寺克行君） 古寺です。ご説明させていただきます。資料に基づいて説明をさせていただきます。

こちらが資料の目次となっております。こちら9つの項目についてご説明をさせていただきます。右側の数字がページ数となっております。次のスライドから右上のほうにページ数を記載させていただいております。

こちら1ページ目になります。こちらこれまでの経緯となります。（仮称）地域活性化発信交流拠点のこれまでの経緯を簡単にご説明いたします。平成18年度の第4次総合振興計画から重点プロジェクトとして位置づけられまして、第5次、第6次総合計画においても継続的に重点施策として位置づけられている事業となります。平成30年度に（仮称）三芳バザール賑わい公園基本構想を策定いたしました。令和5年度にてスマートインターチェンジフル化の供用をしたこと、またガーデンツーリズムの登録認定、世界農業遺産の認定などをきっかけに、この事業に対する早期実現の機運が高まったことから事業を進めることになりまして、今年度基本計画の策定を実施するものになります。

こちら2ページ目になります。基本計画策定までの検討内容と検討体制になります。基本計画策定におきましては、前提条件や基本方針を整理した上で利用ニーズ調査を実施し、その結果などから導入機能、施設規模の検討、配置計画の作成を行います。配置計画まで作成をいたしましたら、概算事業費の算出、事業手法及び民間活力導入可能性調査などを行い、事業スキームや事業スケジュールの方向性のほうを示していくものになります。

また、右側です。検討体制としまして、今年度、基本計画策定検討委員会を設置いたしました。学識者の先生をはじめ各分野に精通した委員さんのご意見を賜りながら進めております。現時点では第

3回検討委員会まで終了しておりまして、配置計画の案を提示したところです。

3 ページ目、前提条件の整理になります。右上の図のとおり、三芳PA下り線側周辺を計画対象地としております。拠点に必要な敷地面積の確保ですとか周辺環境などの状況を踏まえまして、こちらを候補地として選定いたしました。諸条件としまして、市街化調整区域であること、農振農用地であること、埋蔵文化財包蔵地であることなどがありますが、こちらの法規制手続きにつきましては、関係機関との協議を今後進めていくところです。

続いて、4 ページ目が、こちら第1回検討委員会で、本拠点の基本方針、基本コンセプトについて確認いたしました。基本方針1では、「三芳の農と食」をテーマに、三芳町の農の暮らしと農のもたらす食を知ってもらい、体験をしていただく。また、世界農業遺産やガーデンツーリズムなどに代表される平地林、農業、食事、歴史、美しい景観など武蔵野のまち三芳町を知ってもらう入り口となる拠点を目指すものです。

また、基本方針2「町からつながる・広がる」では、三芳パーキングエリアや三芳スマートインターチェンジに隣接した立地を生かしまして、効率的な産地直送施設を整備することで、消費者にとって魅力的な施設を目指すものとなります。また、世界農業遺産認定地ならではの魅力を創出するために、国内外の世界農業遺産にちなんだ産品などを情報発信していくものとなります。

続きまして、基本コンセプトですが、令和5年度の政策研究所にて提言されました明日へとつなぐ三芳町の魅力再発見～世界農業遺産から産業・文化・生活の発信拠点～としております。

最後に、拠点の在り方としまして、本拠点では地域活性化、情報発信、交流の3つのテーマを掲げております。

5 ページ目、こちら先ほど紹介しました基本コンセプト等に基づきまして、今後の拠点の利用者となっていく町民、周辺住民、さらに観光客など5つの属性を対象に潜在するニーズを抽出し、拠点に求める機能を把握するため利用ニーズ調査を実施いたしました。こちらは、アンケート調査及びヒアリングにより実施しております。

6 ページ目はその結果となります。集計結果といたしまして、休憩あるいはリラックスできる機能、三芳町ならではのものを食べる飲食機能、三芳町ならではのものを購入できる物販機能、子供と楽しめる機能、自由に楽しむレクリエーション機能を求める回答が多くありました。こちら中盤に各属性から様々な意見を頂戴したところですが、ページの下にまとめてあるとおり、アンケート結果から見えてきた拠点の在り方と利用者層といたしまして、まず拠点周辺にお住まいの町民や地域住民におきましては、近隣住民や三芳町民、地域住民に対して使いやすくこの拠点を活用して、地域の活性化や様々な交流機会となることを期待されているということ、2つ目が、これらの周辺住民は日常利用としての拠点を希求し、また地元産業振興により活気のある地域づくりを求めているということが分かりました。

次に、拠点に来訪する首都圏利用者、長距離利用者の存在としまして、東京から30キロ圏という立地のよさから三芳PAの利用度を高め、フル化したスマートインターチェンジの利用率もかなり高まっていることから、この地域に来訪する首都圏の人々など、長距離移動後、スマートインターチェンジで乗り降りする道路利用者も増えていくものと推察されます。

続いて、7 ページ、こちらは第2回検討委員会で、利用ニーズ調査結果から求められる導入機能案を確認

いたしました。考えられる機能といたしまして、まず地域活性化の視点から、こちら住民活動の拠点となる機能ですとか地場産業を発信する機能などの地域振興機能、続いて24時間利用可能なベビーコーナーや、子供が安心して飲食や遊ぶことができる機能などの子育て支援機能、続いて地元農産物を使用したメニューや様々なニーズに対応した飲食機能の、こちら3つの機能が地域活性化の機能となります。

続いて、情報発信機能といたしまして、町や周辺地域の観光情報、世界農業遺産などを発信する情報発信機能を整理いたしました。

続きまして、交流の視点から農業や地域産業を体験する機能、世界農業遺産を継承していく機能などの農業里山体験機能、続いて地元農産物や産地直送品など、ここでしか買えないものなどを販売する物販アンテナショップ機能、続きまして24時間利用できるトイレや駐車場、疲れを癒やす機能などの休憩機能。最後に、各種イベントに対応できる屋外、半屋外イベント広場などのレクリエーション機能。

さらに、こちら8つの機能を補完する機能といたしまして、交通結節機能及び防災機能を合わせまして、合計10の機能となっております。

続きまして、8ページ目以降につきましては、主任の白石より説明をさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 白石主任、お願いします。

○道路交通課主任（白石直也君） それでは、続きのほうを私のほうから説明をさせていただきます。

8ページ目のほうを御覧ください。ページ左側では、今まで整理いたしました三芳町の特徴や課題、拠点の方向性、基本方針やコンセプト、利用ニーズ調査結果などを改めてまとめたものになっております。そこから検討委員会の意見も踏まえまして、先ほど7ページ目でお示しいたしました10の機能から想定される導入施設をまとめました。次ページより各導入施設のご説明のほうをいたします。

9ページ目を御覧ください。導入施設の中で、建物内に入る施設の一覧となっております。6つの導入機能から11の導入施設を想定しております。1つ目の研修室では、武蔵野の落ち葉堆肥農法などを学習したり、地域の活動など様々なシーンで使える場所を提供いたします。

2つ目の農のミュージアムでは、世界農業遺産を学べる没入型環境を用いたシアタールームを想定し、楽しみながら学べる内容を検討しております。

3つ目のインビテーションセンターでは、みよし野のガーデン里山探訪、三芳町の農産物の紹介や日本世界農業遺産登録地などの観光地域情報を紹介し、三芳町の魅力と出会うきっかけとなるギャラリーを想定してございます。

4つ目、研究拠点では、周辺大学などと連携する拠点といたしまして、商品開発など農の価値を創造する拠点を目指していきます。

5つ目の24時間ベビーコーナーと6つ目のキッズスペースでは、ニーズ調査にて、特に子育て世代からの遡及が大きかった内容として配置しております。

7番、農家レストランでは、町の特産品や日本世界農業遺産登録地の地場産を使った料理を提供いたします。

8つ目、情報発信施設は、周辺道路や高速道路情報、災害情報などを発信する場所となります。

9、トイレと、10、コミュニティスペースは、誰もが利用しやすく、休憩や交流ができる施設としております。

11、直売所や販売所ですが、こちらは周辺住民も日常の買物に利用ができ、来訪者は町の特産品を購入できる施設となっております。建物面積は、合計で約2,500平米となっております。

続きまして、10ページ目御覧ください。こちらは、導入施設の中で外構に導入する施設の一覧となっております。こちらは4つの機能から13の導入施設となります。

12の体験農園では、町の名産品であるサツマイモや四季折々の旬な野菜を育て、収穫できる施設としており、農を直接体験することが可能です。

13、雑木林（小）は、イベントなどで苗木を植樹してもらい、みんなで育てる雑木林としております。

14、雑木林（大）は、武蔵野の雑木林を再現するため、高さ4メートル程度の樹木を植樹いたします。

15、芝生広場は、イベントを行うなど人々の活動の場となることを想定しております。

16、大型遊具は、子供たちが誰でも自由に遊ぶことができる施設を想定しております。

17、せせらぎでは、子供たちの水遊び場としての利用を考えております。

18、屋根あり休憩所、こちらはベンチを設置するなどしまして、夏場の暑さ対策としての利用や移動式ステージを設置するなどしてイベントを開催できる場所としております。

19、温浴施設では、コンテナ型のサウナや足湯、シャワーを設置いたしまして、来訪者の疲労回復や癒やしを提供する施設としております。

20、展望台は、三富新田の地割を眺めることができる施設として考えております。

21、バス停留所、こちらは鉄道駅や既存の交通インフラなどを結ぶルートを検討しつつ、設置を予定しているところです。

23から24、防災倉庫、防災用井戸、非常用電源につきましては、災害時の避難場所としての機能を確保するため設置をしております。面積といたしましては、約1万2,200平米となりまして、ここまですが外構に導入予定の施設となっております。

続きまして、11ページ目のほうを御覧ください。ここでは導入機能全体とその規模についてを示しております。左側の緑枠では、9ページ目でご説明した内容を示してございまして、中央青枠では10ページ目でご説明した内容を示しております。右側赤枠では、その他の導入機能として4つの機能を示しております。

まず、25、調整池、こちらは雨水の貯留を行うため設置してございまして、敷地面積から必要規模を算出いたしまして面積を決めております。

26、駐車場、こちらは24時間利用可能としてございまして、大型車、小型車など全180台分の駐車台数を確保する予定でございまして。

27、サービスヤードは、農産物などの搬入動線として確保してございまして。

28、供用部分につきましては、通路や道路など、その他必要な部分となっております。

今回の拠点全体での総面積といたしましては、約3万9,000平米となります。

続きまして、12ページ目のほうを御覧ください。こちらはゾーニング案となっております。拠点のゾーニング、動線計画の基本的な考え方といたしまして3つほど示させていただいております。

1つ目に、三富新田の地割景観が残る農地や雑木林の中に立地する強みを生かした空間演出、2つ目といたしまして、施設同士が連携することを重視した施設配置、3つ目に、利用者にとっての利便性、安全性を確保する施設配置としております。また、ご説明いたしました3つの考え方を踏まえまして、導入施設の前提条件も整理しております。13ページの配置計画図と併せましてご説明をさせていただきます。

次、13ページのほうを御覧ください。まず、建物エリアですが、茶色で示した長方形のエリアとなっております。ページ左上の表では、建物内の導入施設をまとめております。なお、みよしの農の活性化のさとは仮の名称となっております。建物エリアは、三芳パーキングエリアとの連携を視野に、パーキングからにぎわいを受けつつ、かつ子育て世代を呼び込むため芝生広場と隣接する配置としております。芝生広場は計画地の中央に位置し、各エリアをつなぐことで、にぎわいや交流を生む機会をつくり出す配置としております。雑木林、農業エリアは、三富新田の地割がイメージできるような景観としております。また、周辺に広がる三富新田を眺める展望台の設置も検討しております。設置位置や高さにつきましては、現在検討中であり、今回載せさせていただいた位置から変更となる可能性がございます。施設北側には現地の勾配などを考慮いたしまして調整池を配置しております。土地の有効活用を目的に上段、下段の2段式としておりまして、上段においては、雨天時以外多目的に利用できるスペースとしての利用を考えております。施設南側には車両動線を考慮いたしまして駐車場を設置しております。また、外周道路や車両動線計画についても今後検討してございますが、上富69号線だけですと混雑が予想されることから、町道幹線13号線地蔵通りからのアクセスも検討しております。

続きまして、14ページ目のほうを御覧ください。こちら先ほどと同様に施設の配置計画図を示しておりますが、分かりやすいよう施設イメージの写真を添付してございます。

また、調整池ですが、先ほどもご説明いたしましたとおり、上段、下段の2段式としておりまして、上段は芝生敷きで、雨天時以外は広場としての利用も可能となっております。下段につきましては、常時雨水が貯留される設計となります。

続きまして、15ページ目のほうを御覧ください。こちら今後のスケジュールについてご説明いたします。今年度5回の検討委員会を予定しておりまして、本日までに3回が終了している状況です。4回目の開催は来月を予定しておりまして、配置計画、概算事業費、事業手法、事業スケジュールを議題とする予定です。年明けに5回目の検討委員会で基本計画案を提示いたしまして、その後パブリックコメントを実施いたしまして、今年度内の基本計画策定を目指しているところでございます。

以上で本日の説明は終了となります。

○議長（内藤美佐子君） 説明はこれで終了ということで、ありがとうございました。

総合調整監。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 今ご説明させていただきましたけれども、今回導入機能とか導入施設の規模、あとは配置計画なのですけれども、一応この計画案につきましては、三芳町が持つ特色等を最大限に生かして、町民をはじめ周辺地域の方、いろんな方に来ていただくにぎわいの創出の場として最大限必要なコンテンツを可能な限りメニュー出ししてございます。果たしてこれが

本当に実現可能かどうかにつきましては、今後検討しなければいけないのですけれども、特に個々のメニューごとに、そのメニューが現実的なものなのかということ、造るお金、建設費のみならず、供用後の運営面を考慮して、特に採算性の確保とか、あとは持続可能なものなのかということ、詰めていかなければいけないというふうに考えています。それを今年度のみならず、来年度以降もしっかり具現化していく予定でございます。財政も限りがありますし、建設費については、補助金とか交付金を積極的に活用していきたいなと思っておりますけれども、運営面については、特に民間の活力をいかに生かせるかが鍵になってございますので、その辺も民間の方からいろんな知恵を聞きながらしっかりしたものをつくっていきたいというふうに考えています。

私のほうからは以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、ただいま進捗状況を報告をしていただきましたけれども、ここで確認をしておきたいことがあれば聞いていただいて結構です。挙手にてお願いします。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ご説明ありがとうございました。

1点だけなのですけれども、防災拠点のことにしてお伺いできればと思います。10ページ目のところに、防災に関しては、今現在検討中ということを示されておりますが、この想定している防災機能という規模のことなのですけれども、今までお話があった関連の中では、首都圏の中で非常に交通の要衝にあり、いろんな地域からの中心、要になるのではないかなというようなお話も伺ったことを思うと、この防災機能というのをどのぐらいのものを想定されて進んでいくのかというところが、おおよそ見えればお願いできればと思います。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 近藤でございます。

これは、前にも一般質問の答弁でもさせてもらったのですけれども、三芳スマートインターに隣接していることから、そういったインターチェンジを生かしながら、例えば災害時における集客の拠点とか物資の輸送拠点とか、そういった防災機能も持たせた拠点に活用できるのではないかなというふうには考えていますけれども、一方で予算面とか全体の施設配置の中で防災機能をどれぐらい持たせるかというちょっと課題もございます。今ここで挙げているのは、今後県も含めていろいろ調整していかなければいけないというふうに考えているのですけれども、一時的に住民の方が待避できるような機能を取りあえずここにはする予定でございまして、防災倉庫、これ100平米ぐらいの防災倉庫ということで、飲料水とか食料とか日用生活用品を備蓄する倉庫、あとは災害時の井戸、水を確保するための防災用の井戸とか、あとは非常用電源ですか、施設を造る予定でございまして、災害時や停電時でも照明等を確保して避難者の安全を確保できるようなもの、こういったものをつける予定でございまして。詳細につきましては、いろんなところと調整しながら、予算面も考慮してできる限り、防災道の駅という話もありますので、そういったところを踏まえながら、どんなものができるかというのをしっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

では、増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

12ページのところなのですけれども、導入機能の中の21番でバス停留所というところがあるのですが、この内容についてちょっと詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 13ページの配置計画図のちょうど真ん中ぐらいに「バス停」というふうに書いてございますけれども、これにつきましては、交通結節機能ということでバス停の設置、それを今考えてございまして、車で来るのがメインとなるのですけれども、車を持たれない方も一定数いらっしゃると思いますので、今後の町の地域交通計画ですか、今策定中ではございましてけれども、ここにも交通結節機能を持たせるというふうな計画であると聞いていますので、それと連携しながら、ここにもバスが運行ができるような形にはしてございます。今そういった形で計画してございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 分かりました。ということは、これは通常バス停留所ということで、ちょっと以前計画があったようなところ、通常バス停留所というふうに考えていいということですよ。

○議長（内藤美佐子君） 調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 通常というはどういった意味ですか。高速バスのことですか。高速バスも否定するものではなくて、高速バス事業者によると思うのですけれども、協議を重ねて、高速バス停としての機能も確保できればいいのかなというふうには考えていますけれども、まだ相手の設置したいという要望等あるかどうかも含めて、これからちょっと調整しなければいけないのかなと思っていますけれども、高速バス停を造るにしても、例えば三芳PAにバス停をつけて、例えばうちの拠点の駐車場からパークアンドバスライドみたいなイメージでいくイメージもありますし、一遍三芳スマートを下りて、拠点にある高速バス停で乗り降りするという2つのやり方があると思うのですけれども、それら採算性もありますので、その辺、高速バス事業者と連携しながら、何が一番適切かというのは考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） まだこれからのことですかね。

増田議員、まだありますね。増田議員。

○議員（増田磨美君） すみません、もう一つ。ここの大きな目的の一つに、農のことを皆さんに広げていきたいというようなことが入っていると思うのですけれども、インベーションセンターというのは、一つの部屋をきちっと設けて、展示だとかそれから映像だとか、そういうものを流していくという、それをメインに考えていくというふうな考えてよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） メインのうちの一つだというふうには理解していますけ

れども、インビテーションセンターだけではなくて、我が町の世界農業遺産を紹介するようなもの、あとはほかの世界農業遺産とか日本農業遺産を紹介するようなイメージのものも併せてブースとして設置する。具体的なところはちょっとこれからなのですけれども、そういったものを設置して、地域の活性化につながるだけではなくて、ほかの地域との交流にもつながるといふふうに考えていますし、体験するような体験農園ともこの施設の中に設置する予定でもございますので、そういったものを総合して、農を知ってもらって農を体験してもらって農を発信するというものをつくっていきたいといふふうに考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

ちょっとでは光下議員、先に。

○議員（光下重之君） ご説明ありがとうございます。光下です。

今まで伺っていた説明の約4ヘクタールの施設部分だけだと、全体がよく見えないところが私自身にあるのですけれども、この今の説明だけが何というか、何も無いところに単独で造られるみたいな、そういう説明になっているかなというような気がするのですけれども、全体的に三芳パーキングがありスマートインターチェンジがあって、今回のこの施設がどのように機能的に結びついているのかということで、全体の中のこれといふふうに説明をしていかないと見えにくいのではないかといふふうに私自身思うのです。そのアクセス道路を見ると、69号線と幹線13号線がメインのアクセスになるといふふうにはあるのですけれども、今説明がありましたように、この今回の施設の中に「バス停」といふふうにした構内道路というのですか、これがS I Cとか三芳パーキングに接続しているので、その関わりはどうかのまいろうかと。私自身考えるに、人の動きだけは、動線だけはあるのまいらんと。車はないまいらんといふふうにするわけなのでも、それやこれやの疑問があるものでも、全体の中のこの施設の位置づけというのが、はっきりしたほうが分かりやすいかなといふふうにするのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えします。

13ページの配置計画図で、おっしゃるとおり真ん中に拠点の配置計画があって、右側に「PA」とか「S I C」と書いているのですけれども、これはわざとこういふふうにしてはいるのですけれども、というのは、例えばこの地形図とか住宅地図でも何でもいいのですけれども、既存の地図にこの位置を落とすと、この拠点の中にあるエリアの中にある土地をお持ちになっている方が、どこにあるかといふと容易に想像がついて、ひいてはほかの地権者の方の不利益にもつながるといふふうなことを考えて、わざとデフォルメしています。

ちょっと補足しますけれども、三芳PAを上から見た写真をちょっと想像していただきたいのですが、町道69号は、関越とPAを沿った形で今整備されていて、PAの隣にスマートインターがあります。その69号は、今回この13ページの外周、赤色の枠の内側、だいたい色といふのですか、何色といふのまいらんと、黄色みたいな色で表示されているように迂回するようないメージになります。その途中で「町道幹線13号線」と書いてあるのですけれども、13号線は地蔵通りなのでも、地

蔵通りに結んで道路を1本整備したいと思っています。というのは、スマートインターの乗り降りの交通と69号からこの拠点に向かう交通がふくそうするということで、交通を分散化したいということで、もう一本道路を地蔵通りのほうにつなげるような今の配置計画としてございます。69号は、イメージですけれども、私が今なぞっているようなところとあって、ここで行き止まり、この辺で行き止まりになるようなイメージで、スマートインターはここにあるのですけれども、スマートインターはここから出入りするようなイメージです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） ごめんなさい。出ました。

○議長（内藤美佐子君） 出た、出ました。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 出ました、すみません。今の69号というのはこんなイメージです。こう行ってここでちょうど行き止まりみたいになるイメージでございます。三芳PAはここにあって、スマートインターがあって、スマートインターの出入口はここら辺に出てくると思います。69号はこういう形で迂回して行きますと。先ほど申し上げた地蔵通りに行く道もここに1本つけて、ここで地蔵通りとつなげてあげて、ここからと、あとここから、2方向からこの拠点に行くようなイメージにしようかなというふうに考えてございます。三芳PAとの連携につきましては、配置計画の案ができたので、これからネクスコさんとか国交省と調整しようかなと思います。物理的に、例えば歩行者等が行き来できるようなものにするとか、あとはほかのやり方がないかどうかというのは、今後ちょっと検討を重ねていきたいなというふうに考えてございますけれども、PAとの連携は本拠点の肝になるようなものでございますので、ぜひ前向きにうまく連携できるような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よく分かりました。大丈夫ですか、光下議員。

ほかに手が挙がっていたのが、ごめんなさい、菊地議員が先に挙がっていました。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほどから出ているバス停留所なのでございますけれども、今日この後、政策推進室からコミュニティバスの説明があるのですが、こちらとは今現在リンクはしていないのですか。

○議長（内藤美佐子君） 調整幹、お願いします。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 一応政策等は調整しまして、ここに交通結節点の一つの機能として、バス停を設置する方向で進めているという連携をしていると認識しています。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

政策推進室から頂いている資料だと、上りのパサールのほうには政策推進室で設置をしたいというのが出ているのですが、こちらのほうには出ていないのです。なので、それはどういうことなのかなと。しかも、Aコース、1つのコースなのでございますけれども、パサールのほうには出ているのです、政策推進室のほうで造りたいという意味が。ただ、こっちはないのです。

〔「はあ」と呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） はあではなくて、ちゃんと話はできているのか。まず、そもそも外ではなくて、中でちゃんと話ができているのかということです。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 近藤です。

私と政策推進室とは連携が取れているというふうに認識はしていますが、すみません、今、地域交通計画の素案というのは、私は中身をちょっと見ていないので、何とも言えないのですが、終わった後に少し話はしようかなというふうに考えています。申し訳ございません。

○議長（内藤美佐子君） では、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

もうこれで、素案で3つのコースで停留所も幾つか出ているので、この後話をぶっ込むのかということ、どうなのかなと思うので、そこら辺ちょっとどうですかねと思うのです。それはそれで内部調整なりしていただければいいのですが、ちょっとあと1点、これは別に大した話ではないのですが、スケジュールのところ、15ページ、パブコメをやるという話があったのですが、上を見ると令和7年度になっているのです。これはどうかなと。こういうミスはなくしたほうがいいかなと思いますが、どうですか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 議員ご指摘のとおりでございます。以後、気をつけます。申し訳ございませんでした。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。ご説明ありがとうございました。

この検討委員会の中にはいろんな立場の方とかいろんな分野の方が入られていると思うのです。この施設を実際見ても、いろんな機能が入っていて、藤久保拠点の中以上にいろんな課が関わってくるなというふうに感じています。今の菊地議員の話もそうですけれども、道路交通課だけではなく、いろんな専門の方たちが入らないといけないなと思うと、すごく大変な事業だなと思うのですが、今後の進め方というか、道路交通課だけ単独でやられていくのか、その辺りをお伺いできればと思います。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えさせていただきます。

実は、今年度から、今、検討委員会をご紹介してもらったのですが、町内でワーキンググループというのを実はつくっていて、町長を頭に、町長とか副町長、あとは関係各課、例えば都市計画課とか観光産業課とか政策推進室とか、いろんな課の課長さんたちとワーキング会議という会議体を設置しまして、その中で委員会に出す前に素案をつくるのですが、素案を皆さんに見ただいて、いろいろご意見をいただいているところもございます。新たに例えば子育て機能を仮に追加するときは、その担当の課の課長さんに招聘していただいて、そのことも議論はしていきたいという

ふうに、それはこれからこの計画を具現化する中でも、関係各課連携してしっかりしたいものをつくろうかなというふうに考えています。

また、今後例えばいろんな関係課の協議をするわけなのですけれども、例えば農振除外の協議も必ずしなければいけないのですけれども、その辺につきましても道路交通課単独で行くのではなくて、観光産業課の方にもご協力いただきながら協議をスムーズに進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

あとは。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今まで2,000万以上も支出しながらこの事業を進めていますけれども、実際に所有者の了承がなければ全然進まないことで、所有者が反対すれば、これはもうほかの土地を考えるのかどうか分かりませんが、その辺は全く逆のような気がするので、そういったある程度了承が得られて事業を計画するのはいいのですけれども、その辺の所有者の話というのは、ある程度そうしたらもう了解を得られているようなことで進めているのか伺います。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えさせていただきます。

この周辺に土地を持っていらっしゃる方については、1軒1軒ご説明させていただいて、本計画の内容とかその意思について、土地を提供するかどうかの意思について確認してございます。詳細については、個々の事情がございまして言えないのですけれども、正直絶対売らないという方はいらっしゃらないという状況で、比較的前向きな方が多いです。ただ、いろいろそうはいっても、例えば売買する中で、金銭面の話とか補償面の話とか、今後いろいろ出てくると思うのです。そういった条件をきちんと提示して用地交渉には挑んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

すみません、細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。すみません、1つお願いいたします。

先ほど防災機能の件で桃園議員がお聞きになっていたところなのですけれども、今までスマートICというところが、広く先ほどおっしゃっていた物資の郵送の拠点になるというお話だったのですけれども、私の認識ではそのスマートICができるごとに三芳パーキングも含めた、そういうところで物資の郵送を拠点とされるのかなと思っていたのですけれども、今回この地域発信交流拠点ができるということで、防災機能も備わったということは、この3つの機能が合わさってここが防災機能となるのか、スマートICと三芳パーキングではなくて、ここの情報発信基地2か所で賄っていくというのか、どちらなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、三芳パーキングエリアも一つの防災拠点として、たしかネクスコのほうで指定していて、例えばパーキングエリアに滞在していて被災に遭った人たちの一時退避場所とか、あとは高速道路を使って各地から災害物資等運送するのですけれども、その一時的な集結場所にもなっていると思います。そういったネクスコさんの今の防災に関する状況というか今後の予定も踏まえながら、うちの本拠点で三芳パーキングとスマートインターはつながっていますから、そういった有機的に接続するという利点から、ちょっと何ができるか、トータルで見ても考えていかなければいけないと思います。そのトータルの中で本拠点の防災機能として何が適切なものなのかというのを今後具体的に関係各課と詰めながら考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

先ほど防災機能のたまか話をされたときに、三芳の住民も避難所というところも少しお話があったのかなと思っているのですけれども、そこも踏まえてこれからお話を詰めていくということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えします。

当然道路交通課単独でできるものではございませんので、町の防災計画とか県の防災計画とか、あとはネクスコ東日本の防災計画といろいろ計画はあるのですけれども、その計画と整合させながら、ここの拠点にどんな防災機能を持たせたらいいのかというのを検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。ご説明ありがとうございます。

この13ページのところに子育て支援機能、これからのことだと思っておりますが、24時間ベビーコーナーということで、すごく便利な反面、セキュリティ的にも心配な部分があるのですが、なぜ24時間ベビーコーナーとしたのか教えていただきたいのですが。

○議長（内藤美佐子君） 古寺主幹、お願いいたします。

○道路交通課主幹（古寺克行君） 古寺です。お答えいたします。

現時点の想定としまして、先ほどいろんな駐車場ですとか休憩機能の中で24時間使えるという説明をさせていただきましたが、一応今、道の駅の機能を想定してまして、道の駅の機能としましては、そういった駐車場ですとか休憩機能を含めて24時間営業しているところが道の駅の要件になっておりまして、ちょうどその関連として、道の駅にした場合、24時間営業している休憩スペースですか、その一環としてベビーコーナーも24時間使用できればよいのではないかとということで、今回ベビーコーナーを24時間と設定しております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんでしたら、最後にちょっと副議長、よろしいですか。

では、副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

こちらに対しては、防災道の駅ということを目指して補助金等の獲得を目指しているのかというのを1点聞きたいのですが、大丈夫ですか。

○議長（内藤美佐子君） 補助金の関係なのですけれども、総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） 今、防災関係の話、いろんな議員の方から意見いただいでございまして、防災道の駅も当然目指していきたいなとは思っています。いろいろ制約がございまして、例えばソフト面で言うと、埼玉県が策定する広域防災計画への位置づけとか、ハード面だと建物の耐震化とか無停電化とか、あとは通信や水の確保等の施策が備わっていることとか、あと災害スペースとして2,500平米以上の駐車場を備えていること、いろいろ要件がございます。一番最後に言った駐車場の要件についてはクリアしていますし、建物の耐震化等につきましては、今後詳細な設計を詰める中で考えていきたいと思えます。最後は広域防災計画、この県の位置づけにこの拠点ができるかどうかというところは肝になっていきますので、そこら辺は目指していく前提で、ちょっといろいろ県とも当たっていききたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

8ページのところで、農業者のヒアリングということで、先ほどのお話では5ページの計画対象地域の地権者の方にもお話を聞いているというお話だったのですが、私の聞いた話では、そういったところの方で、ちょっと協力はできないというようなお話をされている方がいたのですが、これは土地収用法において、収容的確事業の対象に道の駅というのはなるのか。もし反対されて売りにたくないという場合、公共事業ではないような気がするのですが、地主の方が同意しなければ、そこを抜かしてやるのかなとは思いますが、そこら辺については、どういった考えなのかお聞きしたいです。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えします。

ちょっと道の駅で土地収用法の適用をしたかどうかというのは、私はちょっと認識していないのですけれども、公共の福祉に道の駅がかなうかどうかというのは、少し私個人的には疑問なところがあると思えます。基本的には、この配置計画の中に仮に土地所有者さんの方がいらっしゃって、粘り強く交渉していききたいなというふうに考えていますけれども、それでも駄目な場合も考えられると思えますので、そういった場合はどういった対応を考えるかというのは、ちょっとなってみないと分からないのですけれども、考えていききたいなと思っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） すみません、細谷です。

道の駅の黒字化のためには、核となるものというか、ほかにはない、やっぱり集客できる目玉というのが必要なのかなと思うのですが、そういった意味では、何となくありきたりと言ったら申し訳ないのですが、そういったものが見当たらないように見えるのですが、担当課としては、どれがそういった核になるのかという認識なのかというのを教えていただければなと思います。

○議長（内藤美佐子君） 総合調整幹。

○道路交通課総合調整幹（近藤拓一郎君） お答えさせていただきます。

今回この拠点の計画を策定するに当たり、ターゲットとなる属性の方というのは主に2種類いらっしゃるというふうに思っています。1つ目は地域の住民の方で、日常の買物が、新鮮な野菜を買うとか日常の買物の場を提供するだけではなくて、憩いとかレクリエーションの場になり得るものではないのかなというふうに考えていますし、もう一方では周辺、そのほか周辺、遠方にお住まいの方につきましては、関越自動車道が直近通っていますので、スマートインター等を使いながら、ファミリー層とかそういった方が多分対象の中心になるという感じがします。そういった方をターゲットにして、農業とか食とか、あとは農業遺産とか平地林といった三芳町のブランドイメージ、こういったものを強く押し出すようなコンテンツをこれから考えていきたいと思えます。現時点でこの程度のまだ計画なのですけれども、これから民間事業者さんの意見とか民間の活力、どういったことができるのかというところをいろいろリサーチしながら、キラーコンテンツも含めて多くの方が集客できるような施設を整備できればいいかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、これで終了としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、4点目の（仮称）地域活性化発信交流拠点基本計画策定の進捗状況報告はここで終了とさせていただきます。

暫時休憩します。

（午前11時34分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午前11時35分）

---

### ◎三芳町地域公共交通計画（案）について

○議長（内藤美佐子君） 協議事項5点目です。三芳町地域公共交通計画（案）について、今日は政策推進室に来ていただいておりますので、まずは案についての説明をしてください。

では、室長、お願いします。

○政策推進室室長（島田高志君） 皆さん、こんにちは。政策推進室でございます。本日は、地域公共交通計画の素案についてのご説明と、あと循環ワゴンのほうの説明をさせていただきたいというふうには思っ

おりますので、関連するものですので、同時にいければなというふうに考えております。

本日出席は、南雲副課長と、あと主幹の滝澤、あと担当の萩原で、室長の島田が、説明のほうは南雲のほうでさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） それでは、副室長、お願いいたします。

○政策推進室副室長（南雲 玲君） 南雲です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料のほう、まず計画の内容からご説明をさせていただきたいと思っております。今回、三芳町の地域公共交通計画につきましては、前回8月の全員協議会のほうでも骨子案のほうを説明させていただいたところになります。この目次の部分では、その骨子案を基に構成のほうを整えてきたところとなります。

まず、第1章の計画の概要は、目的や位置づけ、計画期間などを示す部分となりまして、第2章の公共交通を取り巻く現状と課題は、各種統計データや過去の報告書、アンケート結果等によりまとめておりますので、こちらの部分につきましては、ポイントの説明を簡潔にさせていただければと思っております。第3章、計画の基本方針と基本目標や、第4章の目標達成に向けた施策、第5章、目標の評価指標と計画の進捗管理は、計画の核心部分となりますので、少し細かめにご説明したいと考えております。

それでは、第1章になります、こちら計画の概要となります。計画策定の背景としましては、交通事業者を取り巻く厳しい状況や人口減少における課題、車社会からの転換などの全国的な状況を捉えております。1の2の計画策定の目的では、国の法律制定の目的を踏まえる中で、持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的として、地域の公共交通計画を策定するものとしております。

続いて、1の3、こちら計画の位置づけとなります。町の上位計画と関連する計画のほうを示したものとなります。

続きまして、1の4、計画の対象としましては、当町で想定するサービスについて、連携も含めて表したものとなります。計画の対象区域としましては、三芳町の全域という形となります。

続きまして、1の5、こちらのほうでは計画の期間となります。こちらは、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画となっております。

続きまして、第2章となります。こちら公共交通を取り巻く現状と課題を、データを踏まえつつ現状を整理して課題としてまとめております。まず、こちら2の1の1の人口動態なのですけれども、こちらは人口の減少傾向を示すとともに、世帯数の推移から単身世帯や核家族化、そういった傾向が現れているものと考えております。

続いて、人口推計、こちらにつきましては、人口ビジョンの推計から高齢化等の傾向を確認する形となります。

続きまして、年齢別人口につきましては、こちらは現在の年齢分布から、およそ10年を境にしまして、生産年齢人口から転換がされていくものと考えられるものとして示しております。

続きまして、こちら地域別の人口及び世帯数では、地域ごとの人口における特徴を示すものとして掲載しております。

続いて、こちら人の動きとなりますが、まず通勤における住民の方の動き、それから町外から通勤される

方の動き、こういったものを表すものとなります。通勤としましては、町内で働く方が多い状況なのですが、次いで都内、富士見市等の近隣という状況が伺えます。また、事業所が多いという特徴がございますので、町外から働きに来る方が多いといったところが伺えます。

続きまして、通学の流動となります。こちらは、当町高校がない中で、町外への通学者が多くなるものとなります。一方で、町外から流動する部分につきましては、大学が1つあるといったところの数値となっております。

続きまして、こちらが人口分布と主要施策の立地状況という形になります。まず、人口メッシュという形で、どこのエリアが人口が多いか、そういったものをはかるものとなります。

続いて、その人口メッシュに対しまして各種施設の立地状況を重ねたものとなっております。交通ネットワークを考える上では、生活拠点や観光拠点、その利用形態に応じて分布を捉えていかなければならないものと考えております。

続きまして、こちらが自動車の保有状況というものになります。こちら台数には増加が見られているところにはなりますが、1世帯当たりの自家用車保有台数としましては、世帯数の増加もあり減少傾向がうかがえるものになります。この傾向が進んでいきますと、車がない世帯が増加していくという状況が見えてくるものになります。

続きまして、観光来訪者のものになります。こちらは、町外からの観光面での流動を捉える上で示しているものとなっております。昨今は、コロナ禍の影響を受けまして減っていた状況がございましたが、順調に回復が見られるとともに、さらなる増加、そういったものも予想されるものとして考えております。

続いてが地域公共交通の現状という形になります。こちら、まず既存の地域公共交通網と交通の空白地域を示している図となります。こちら国ではよくバス停から300メートルといった形で交通空白地捉える場合が多いのですが、当町ではバス停から200メートルまでという形で、さらにちょっと厳しめの基準で空白地を捉えている状況となっております。

続いてのページは、町内のバス路線とタクシー事業者の一覧として掲載するものとなります。

こちら、このページから以降が地域公共交通の利用状況という形で、ライフバスであったり東武バス、西武バスの運行などの状況、これを整理したものとなっております。

続いて、こちらのページ、2の2の3、これまで町が行ってきた公共交通施策というところでは、まずデマンドの交通実証運行、またマウスの実証実験の結果、こういったところを参考とするために過去発表されている報告書から、利用の傾向などを抜粋した形で示したところとなっております。

続きまして、2の3、町民アンケート調査の結果となります。こちらは、前回の全員協議会でご報告させているものになりますが、そのアンケート結果、それから事業者のヒアリングの結果、その部分で抜粋した形で掲載をしているものになります。

こうしたデータ類、調査結果、報告書などを踏まえまして、ここで2の4、公共交通を取り巻く現状・課題、そういったものを整理しております。まず、2の4の1では、視点別の現状・課題として掲載しておりますが、1、地域現況から見る現状・問題点といった部分では、人口の減少、高齢化の進行、通勤通学の傾向、施設分布の傾向、それから自動車保有台数の状況を掲げているところになります。

2の公共交通現況から見る現状・問題点では、過去の実証実験による利用が伸びなかったことや、上富経

由のバスの運行距離が長いような状況、コロナ禍からの回復状況、交通空白地や利用できない時間帯といったところを掲げております。

3、三芳町のまちづくりから見る現状・問題点につきましては、各計画における公共交通に対する考え方を掲げるとともに、まちづくりにおける交通環境などについて記述をしております。

続いて、4、関係者（住民・交通事業者等）から見る現状・問題点では、路線バスやタクシーの現状や住民の移動手段といったところについてお示しをしております。

5、全国的な社会傾向や、新たな技術革新を踏まえた現状・問題点では、全国的な交通事業者の問題であったり自治体の負担の増加、そういったところを掲げるとともに、新たな技術に対する状況について触れております。こうした状況を踏まえまして、課題としてこちらのページをまとめたところになります。

まず、課題の1つ目、こちらは社会情勢に対応した公共交通ネットワークの検討では、現在の車社会から高齢化の進行による公共交通への利用転換が進むことを想定し、日常生活の様々な場面の外出に対応した公共交通の利用や町内の回遊性の向上の必要性について掲げたものとなります。

続いて、課題の2、拠点間ネットワークの強化に寄与する公共交通体系の検討では、コンパクトシティの形成や地域交流の促進のため拠点間のアクセス手段の必要性を示し、既存の公共交通を補完するサービスの検討を必要性として掲げております。

続いて、課題の3、町の発展に対応した公共交通ネットワークの構築では、（仮称）地域活性化発信交流拠点や藤久保地域拠点など、今後の拠点創出に対応した公共交通ネットワークの構築が必要としております。

課題の4、住民にとって身近な公共交通サービスの確立では、利用しやすい公共交通サービスの確立を掲げております。

課題の5、課題解決に向けた最新技術の活用検討では、公共交通に関わる技術の進歩やライドシェア等の進展など、動向は注視しながら検討対象としていくことをその必要性として掲げております。

これらの課題等も踏まえまして、第3章の計画の基本方針の基本目標といったところで、基本理念、3つの基本方針、それからその中に基本目標、10個の施策といったところの体系で計画を構成しているというものになります。

それでは、次のページ以降で内容をご説明いたします。まず、3の1、計画の基本理念と基本方針になります。基本理念につきましては、「ひと・まち・みどりをつなぐ幸せ（ウェルビーイング）の基盤 公共交通ネットワークの構築」と定めております。

基本方針としましては、基本方針1、誰もが移動しやすい公共交通では、既存交通の路線維持、再編の検討、補完するサービスの運行を目指すものとなります。基本方針2、まちづくりと連携した公共交通では、拠点間アクセスの整備、多様な移動に対応する公共交通ネットワークの構築を方針としております。基本方針の3、わかりやすい公共交通では、公共交通に関する情報提供の強化や利用促進について定めているものとなります。

3の2の計画の基本目標は、基本方針に基づいて、より具体的な方向性を示していくものとなります。まず、基本方針の1に対しまして、(1)、地域公共交通軸の維持として、路線バスの路線維持となります。各方針につきましては、達成状況の評価に向けた指標をそれぞれ設定しているものになりますが、指標については、後ほど触れさせていただきたいと思っております。続いて、(2)の多様なニーズに対応する交通環境の整

備では、移動手段を充実させ、多様なニーズに対応できる公共交通ネットワークの構築を掲げるものになります。

続いて、基本方針2に対しまして、(1)、コンパクトシティ地域交流促進への対応としまして、拠点間アクセスにおける公共交通網の形成を掲げております。(2)では、町の魅力を支える交通環境の整備としまして、様々な分野におけるまちづくりの施策と連携した交通サービスの充実を図るものとなっております。

基本方針の3につきましては、利用しやすい環境の整備としまして、情報発信、バスロケやキャッシュレスの導入といったサービスの向上を図るものとして掲げております。

続いて、3の3、目指すべき将来像の概念図となります。基本的には既存の路線バスの維持や新たな公共交通により、将来にわたり確保すべき町外との流れ、町内での流れといったものの大きな移動動向に対応する幹線ネットワークだったり拠点間ネットワークといった考え方を示すものとなっております。

この流れを整理するものとして、3の4、町の公共交通サービスの機能整理では、機能別の分類、定義、役割といったものを示す表となります。まず、幹線ネットワークにつきましては、広域を結ぶものになりまして、主には路線バスが担うものとなります。続いての地域間ネットワークは、町内の都市機能、そういったものへのアクセスを担うものとして、路線バスであったり新たな交通といったもので担うものになります。拠点間ネットワークは、地域間ネットワークと重なる考えの部分もありますが、町の主要な拠点をつなぐ新たな交通で担うといった部分となります。それから、補完的ネットワークとは、こちらはバスなどで補えない移動、そういったものを担うものとなりまして、タクシーだったりシェアサイクル、福祉サービスといったものが担うものとして整理をしているところになります。

続きまして、第4章になります。こちらが目標達成に向けた施策となりまして、基本方針、目標に応じた具体的な取組として施策を示しているものとなっております。まず、施策の1、こちらはバス路線の維持・再編となります。全国各地で路線の撤退が相次いでおり、既存の路線を現状維持、確保するために支援制度の見直しであったり移動ニーズ、運行効率を踏まえた再編といったものを検討していくものとなります。

続いて、施策の2、新しい交通ネットワークの構築になります。こちらが循環ワゴンを含めまして、様々な手法に目を向けまして、地域に適したものの導入していくものとなります。また、広域の移動手段など、対象は広く検討していくものとなっております。

続いて、施策の3、事業者送迎サービス等の連携検討では、事業者の従業員向けの送迎輸送などと連携した取組を検討していくものとなります。

下段の施策の4、モビリティマネジメントの実施では、こちらは環境への取組として、公共交通を利用していただくなど、生活における行動変容を促す啓発活動などのモビリティマネジメント施策といったものを実施するものとなります。

続いて、施策の5、拠点間接続ネットワークの形成・強化では、こちら町内のどこからでも拠点をアクセスできるように、拠点を経由した町内を循環する循環ワゴンなどの実施によりネットワークを構築していくものとなります。

続いて、施策の6、他分野施策との連携の検討では、観光分野や福祉など様々な分野での交通の確保や活用を図るものとなります。シェアサイクルは、その一環として公共交通として拡充していくものとなっております。

施策の7、バス車両・バス停留所を活用した広報活動の実施では、バスやバス停を活用した地域のPRなどを図っていくものとなります。

施策の8、キャッシュレス決済システムの導入・拡充では、今後実施する循環ワゴンでもキャッシュレスサービスに対応するなど、導入を促進していくものとなります。

施策の9、公共交通に係るわかりやすい情報ツールの拡充では、分かりやすくご利用いただけるように、利用案内等の情報ツールの充実を図るものとなります。

続いて、施策の10、こちら各種利用支援制度の充実では、高齢者の移動実態などを検証した上で、公共交通補助制度等、この制度を継続し、さらには充実を図っていく、そういったものになります。

続いて、4の2、こちらのほうが重点プロジェクトを設定しております。5年間の計画期間の中で、地域の課題に対して有効となる最適な手法を重点プロジェクトに位置づけて取り組むものとなります。この重点プロジェクト検討に当たっての考え方では、様々な課題を想定する中でどのような手法が適しているのか、そういったものを比較検討した一覧表となっております。ここからコミュニティバスの導入の有効性が高いものと判断しまして、こちらの重点プロジェクトでは循環バス、循環ワゴンの運行を示すものとなっております。この手法によりまして、交通空白地の解消、町の拠点を結ぶ、また高齢者の日中の買物、通院、そういったものを支えるもの、また様々な目的として取り組んでいくものになりますが、こちらちょっと運行概要につきましては、案としてお示ししているものとなっております。後ほど別の資料でこちらの内容についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、第5章になりますが、こちらのほうでは目標の評価指標と計画の進捗管理につきまして、計画管理の方法を示す部分となります。まず、5の1の目標の評価指標は、先ほどの各基本方針、目標の中でお示ししているものになります。まず、基本方針1の目標1、地域公共交通軸の維持では、町内を運行する既存路線バスについて、他の地域で路線廃止や減便に追い込まれている中で、これを維持していくという考えによる目標値を設定しております。

続いて、目標の2、多様なニーズに対応する交通環境の整備では、新たな交通などにより満足度の向上や、その路線の新設といったものを掲げております。

基本方針2の目標1、コンパクトシティ、地域交流促進への対応としまして、循環ワゴン等による拠点の利用しやすさ、そういったものに対する満足度としております。また、先の指標と重複しますが、必要となる新規路線数といったものも掲げるものになります。

目標の2、町の魅力を支える交通環境につきましては、周遊性の高いシェアサイクルの利用者数、それから町内循環をさせる循環路線として指標を改めて掲げております。

基本方針3の目標、利用しやすい環境整備では、公共交通の利用案内の配布数、それから町内全ての路線におけるバスロケーションの設置、そういったものを目標としております。

それぞれの考え方につきましては、こちらの表で内容をご説明している部分となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、5の2、計画の推進になります。こちら、5の2の1では、推進管理体制としまして、関係者が入っている協議会、こちらのほうが担っていくものとなります。

5の2の2の進捗管理のサイクルでは、毎年検証を行いまして、事業の見直しを加える中で進めていくも

のとなります。

5の2の3の多様な関係者との連携・協働・共創としましては、住民の皆さんや交通事業者、行政との連携として進めていくものを示したのとなります。

以上が計画の内容となりまして、12月中にパブリックコメントのほうを実施しまして、意見を募集させていただきますまして、年度内にこの計画を固めたいと考えております。

○議長（内藤美佐子君） すみません、暫時休憩します。

（午前11時59分）

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午前11時59分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、ここで昼食のため休憩を取ります。

引き続き公共交通計画については、午後から行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、休憩します。

（正 午）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時10分）

---

○議長（内藤美佐子君） 協議事項、引き続き5項目めの三芳町地域公共交通計画（案）についての続きをまずは説明をお願いいたします。

副室長。

○政策推進室副室長（南雲 玲君） 南雲です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料続いて令和7年度実証実験を目指した検討案ということで、町内循環ワゴンの停留所案ということで説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど重点プロジェクトで掲げた循環ワゴンの実証実験案についてになります。こちらのページでは、まず運行形態の想定としてお示したところとなります。前回全員協議会のほうでご説明させていただいたときより時間帯を少し広げるとか、あと便数の拡大、そういったところの案を修正してきております。今後、運行事業者が決まった後で詳細な運行計画のほうは定めていくこととなりますので、現時点での想定案ということで御覧いただければと思っております。

まず、1つ目の運行時間なのですが、こちら9時から6時というところで想定しております。運行ルートにつきましては、3つのコースを想定するものになります。1つ、Aコースとしまして、役場を起点とした上富、鶴瀬駅を巡るコース、Bコースとしまして、役場を起点として北永井・藤久保、鶴瀬駅のコース、それからCコースとしましては、役場起点の竹間沢・藤久保、みずほ台、こういったところを巡るコースとなります。車種につきましては、ワゴンタイプを想定しております、このワゴンは8人から10人乗れるものにはなるのですが、車椅子の対応した際には人数のほうはそれに応じてちょっと減ってしまうという

ものになります。それから、運行本数ですが、1コース9便を想定して、できる限り多めというふうには考えておりますが、こちらも運行事業者と調整の上、前後する可能性があるものになります。

続きまして、こちら行政連絡間の停留所要望ということで、こちら8月に行政連絡区区長さんからご要望のほうをいただいたところになります。こちら現在候補地として検討するための条件という形で掲げておりますが、運行に際しては、車両制限令といったもので、例えば最低限必要な道路幅員が考えられることや、また停留所の設置については、道路交通法の駐停車禁止の規定、こういったところも踏まえながら設置をする場所を検討していかなければならないものとなります。こうした中で、通行の妨げがないかどうか、それから乗降できる安全性があるかとか、一定の目安として掲げておりますが、今後警察や国との協議、そういったところで現地調査も経ながら停留所の場所が定まっていくものとなります。

続いてのページからは、各地域の個別具体的なご要望の案が記載された一覧となります。こちらの案を踏まえまして、それぞれのコースにプロットしたものがこちらのページになります。まず、いただいた案については、番号を入れる形で紫の丸で表示をさせていただいています。また、事務局でそれに追加してオレンジの色でプロットしている部分もございまして、こちらは町の拠点であったり生活拠点、そういったところを候補として追記したものになります。基本的には3コースとも役場、それから藤久保地域拠点、それから鶴瀬駅またはみずほ駅、そういったところを経由するルート設計となっております。

まず、こちらのAコースにつきましては、上富を回るルートとなります。課題としましては、走行距離が長くなってしまうため、協議会のほうからも、もう少し短くコース設計したほうが良いといった意見もございましたが、運行本数等にどのように影響が出てくるかといったところが課題となっております。

続きまして、Bコースになります。こちらにつきましては、北永井や藤久保3区、6区、そうしたところを回るルートになります。こちら道路幅員が狭い箇所多々ありまして、ご要望の箇所にどこまでお応えできるか、そういったところが課題となっております。警察協議等により今後修正も加えながらルートを定めていければと考えるところになります。

続きまして、Cルートになります。こちらは、竹間沢、みよし台、藤久保4区、こういったところを回るルートになります。竹間沢、ご要望出てこなかったところになりますが、事務局のほうで案を入れさせていただいております。こちらでも藤久保1区から集会所近辺までのご要望としていただいておりますが、やはり道路幅員の課題で、ルート設定やバス停が置けるかどうか、ちょっと厳しい状況がございまして。要望にどこまで近づけられるか、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

こちら最後のページにつきましては、全てのルートを重ねた図となります。

簡単ではございますが、以上で実証実験案の検討案のご説明とさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 終了でよろしいですか。

○政策推進室副室長（南雲 玲君） はい。

○議長（内藤美佐子君） では、今ルートの説明等をしていただきましたけれども、ここはしっかり確認をしたいという方いらっしゃいましたら、挙手にて質問してください。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

このルート案3つ示されているのですけれども、これはもう公開しても大丈夫ですか。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

決定ではございませんで、これで走るというわけではございませんが、一応地域公共協議会だとかの資料には載っておりますので、公開しても大丈夫だと思います。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

ページでいくと5ページ目になりますけれども、各行政区からの要望の部分で、藤久保6区とか竹間沢は要望なしということで上がってきておりますけれども、全く要望がないということイコール、ニーズがないということではないと思うのです。そういう意味において、要望がないということで上がってきた背景にどのようなことが考えられるのかをお願いします。

○議長（内藤美佐子君） 室長、お願いします。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

各区の事情があると思いますので、あと思い浮かばないとかいう、役員会で出なかったということもあるかもしれません。ただ、各区の要望は、ここで一応吸い上げたのですけれども、実証実験をするということですので、ルートの変更というのはまだ3年間やろうというふうに考えています。町のニーズに合った形で、ここ止まってほしいとかというのは、コース変更は協議会のほうで考えながらやっていきたいということ、まだ決定ではございませんが、ルートの変更はできるというところも考えたのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今のお話でいきますと、恐らくという推測のような形で今聞こえたのですけれども、これは要望がないという背景、その理由というところは、明確に聞いてはおられるのでしょうか、おられないのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

1区1区確かめてはおりません。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

私も今のところとさっきちょっとお話、説明をお聞きしてしまして、やはり各行政連絡区からの要望は聞いていただいたという説明でしたけれども、その要望が上がっていない連絡区もあるということと、あとこの先、やはり利用者というのが、どのような方を町として対象に考えているのかということと、利用者の声というのをやはり真摯に聞いていただきたいなというふうには思っています。あと、行政連絡区の役員、ど

のような方に要望をお伺いしたのかは分からないのですけれども、その方たちがどれだけの利害というのがあるのかというのも分からないので、この先どのような方に声をお聞きする予定があるのかどうか、確認のほうを取らせていただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には個人個人聞くということをございませんで、ただ計画はパブリックコメントにはかけたいというふうに考えております。先ほど久保議員もおっしゃられたとおり、利用者のニーズというのが一番大事だというふうには考えておりますので、実証実験を行う中で利用者のニーズを聞きながら、ここに止まってほしいという意見も聞いて、停留所のほうを変更していきたいというふうにも思います。近隣の市町村でも実際行っているながら、ルートの変更というのは行っているというところをございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。久保議員は大丈夫ですか。

○議員（久保健二君） はい。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

バスは3台というお話だったと思うのですけれども、これは3台とも車椅子が乗るような車なのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には3台とも車椅子、リフトつきのものを乗せようというふうには考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） その車椅子が乗らない場合には、通常の席になるような形なのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

通常の席にはなりません。後ろのほうのリフトタイプになりますので、そこが上がって稼働するものですから、そこに椅子というのは置けないわけです。そうすると、人数的に鑑みますと、今8から10というふうに出ていますけれども、車椅子をつけると6が最大の人数になるというような形です。車椅子を乗せれば7になるという形になると思います。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうすると、まだ運行の開催が決まっていなかったりするのだと思うのですけれども、何か行事があったりするとたくさんの方が乗る可能性があるのですが、そういった場合はどういうふうにするのか。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

積み残しという言い方でバス事業者等は言っているのですけれども、発生する場合は、今先ほど増田議員

もおっしゃられたとおり、事業者が決まっていないので何とも言えないのですけれども、例えばタクシー会社が請け負った場合につきましては、ワゴンから連絡がいった、別の車両を用意するという形になるというふうに考えます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにありますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。度々すみません。

先ほどルート変更は可能ですということでお答えいただいたのですが、お昼前にご説明いただいた今後のスケジュールの中では、令和7年から令和10年までが実証運行というふうに示されており、約3年間かと思うのですが、そのルート変更は実証運行の3年間の途中でも可能ということでしょうか、それとも3年間実施した後変更するという、どういう計画になっていますか。

○議長（内藤美佐子君） 室長、お願いします。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には多分年度の切替えとか区切りがあったほうが良いと思うので、途中で変えてしまうと乗る人があれなので、区切りがあったほうが良いかなと思うので、初年度の終わりと、あと次年度、そして最終年度で決めていくような形、3回ぐらいあればいいかなというふうに考えております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。度々すみません。

先ほど増田議員からの質問に対して、委託先、業務委託をするところがまだ決まっていないというお話がありましたけれども、これはもう業務委託をすることというのは、これは決定というふうに捉えさせていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 室長、お願いします。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

今、新年度の予算の策定中でございますので、一応運転業務代行の形で委託をしようというふうに考えているところでございます。自腹でやるという考えではございません。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうすると、令和7年度4月からということではなく、まだ今業者が決まっていらっしゃらないということは、もうちょっと遅れて始まるということなののでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には秋口になるというふうに考えております。10月とかその辺をめどにやっていきたいというふうに思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

質問なしでよろしいですか。そちらになれば副議長に回しますけれども、よろしいですか。

副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

地域交通計画のほうの20ページなのですが、これは路線バスのところでエステシティ所沢というのが載っているのですけれども、東所沢ではなくて、航空公園だったり所沢に行くバスというのは1日50分以上走っていると思うのですが、それが入っていない理由というのは何かあるのですか。

○議長（内藤美佐子君） 20ページ……

「15ページ」「下の20だった。違う。ごめんなさい。四角いやつの20でした」と呼ぶ者あり

○議長（内藤美佐子君） そうですね、計画書では15ページですね。

室長、お願いします。

○政策推進室室長（島田高志君） たしか南永井を通るルートというはあると思うのですが、一応……ごめんなさい。三芳町外だから入れていないという形になります。

○議長（内藤美佐子君） 大丈夫ですか。

副議長。

○副議長（細谷光弘君） ふじみ野に行くバスも日常では何とも言えないのですが、バス停の位置が道の反対側にあるから町外で入れていないという理解なのですか。反対側は三芳町ですよ。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

あそこは多分、エステのところの回転のバスの場所があったと思うのですが、あそこは所沢ですのに入れていないという形です。多分上富の右側の人がそのバスを使うということはあるかもしれないのですが、入れていないという形になります。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

うちの娘もよくそこまで自転車で行ってあそこを使っていたのですが、下の部分で41ページなのですが、今、三芳町でどこが一番便利かという、三芳町ではない他市町村のふじみ野側とこの場所が60本ぐらいあるのですが、一番便利な場所なのです、バス停としては。そういった中で、この41ページが東上線のほうにしか向いていないのですけれども、西武線を利用する方は意外といらっしゃるのかなと思うのですが、そういったことは、特にこの計画には考えていないのか。そこら辺のエステシティのところの反対側の三芳部分に例えば自転車置場でも置いて、シェアサイクルではない自分の自転車でもいいのですが、そういったものを利用してもらうとか、三芳の一番北側のふじみ野の境のところにおいて、ほかの町村のバスを利用してもらうというのが実は一番便利だったりするのかなと思うのですが、そういったこの計画には、そういう所沢方面とかそういったことは眼中にないのではなくて、認識に入らなくても、町民の利用という意味では入れてもいいのかなと思うのですが、町としては、そういった考えは全くないということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室室長（島田高志君） お答えいたします。

41ページの将来像の中には、一応所沢方面には矢印は向いているのです。ただ、第6次総合計画上、玄関口ということで、鶴瀬、みずほ台ということを基準にやっておりますので、そちらをメインに今度の計画もこういうふうに立てたというのが実情でございます。決して所沢のほうを軽視してしているというわけではございませんが、公共交通網としては、町の多くの方は鶴瀬、みずほ台を中心に行くのではないかという考え方でこの計画はなっているというような形でございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

それでは、質疑はなしということで、これでよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、協議事項の5番目の三芳町地域公共交通計画（案）についての事項は終了とさせていただきます。

暫時休憩します。

（午後 1時29分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開いたします。

（午後 1時29分）

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（内藤美佐子君） 次に、4番目の報告事項ということで、まず1点目、議会広報広聴常任委員会委員長より報告を求めます。よろしくをお願いします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 議会広報広聴常任委員会より、まず12月定例会のポスター掲示のご協力ありがとうございます。まだ貼っていないところがあれば、なるべく早めにお願ひしたいと思います。

それと、12月定例会は期間が短いので、終わったらなるべく早めに撤去のほうもお願いいたします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 今の報告に何か質疑がありましたら挙手をお願いいたします。

大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（内藤美佐子君） では、続きまして、2点目、議会運営委員会委員長よりの報告を求めます。よろしくをお願いします。

委員長。

○議会運営委員長（久保健二君） どうもお疲れさまです。議会運営委員会からなのですが、1点のご報告なのですが、まず皆様になんかとおわびを申し上げまして、前回の全員協議会で三芳町の会議規則、

また委員会条例の改正をしたということで、当委員会で協議をさせていただいた報告をさせていただいたところではあるのですけれども、その中で1点、すみません、委員会そして事務局のほうで認識の違いというのが、発議に関してまとめ上げていたところ気づいた部分というのがありましたので、ここでちょっと訂正も含めてご報告上げさせていただければというふうに思います。

本日のmoreNOTEのほうに新旧対照表のほうをまた新たに掲載させていただきましたので、まずそちら御覧になっていただければというふうに思います。

○議長（内藤美佐子君） 0801とか、多分そういうのかな。

○議会運営委員長（久保健二君） そうですね、ごめんなさい。0801。

○議長（内藤美佐子君） 0801。新旧対照表は載っていない。

○議会運営委員長（久保健二君） 何ページになるのだろうか。

○議長（内藤美佐子君） 02、新旧対照表ではないですね。

○議会運営委員長（久保健二君） ごめんなさい。

○議長（内藤美佐子君） 02ですね。

○議会運営委員長（久保健二君） はい。そうですね。そのページ数としては、8ページある中の……

○議長（内藤美佐子君） 7ページしかないです。

○議会運営委員長（久保健二君） 7ページしかない。見ているのと違うな。いいのですよね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） いいですか、皆さん御覧になっていただけています。大丈夫ですか。その中で、124条から125条、126条、127条に関して、先日の説明では、ここを削除するというような説明をさせていただいたのですけれども、よくこちらを確認しましたところ、会議録、これは電磁記録に対応している場合、改定が既にもう行われている場合はこれを削除していいというような書かれ方をしておりまして、実際当議会、三芳町議会の場合は、この電子記録に関して改定をされていなかったもので、これはこのまま残さなければいけないというような内容でしたので、こちらはそのまま右にある、今現在のものを残す形、削除はしないという形で、今回改めて訂正の報告をさせていただければというふうに思います。

それ以外に、12月定例会に先日お話、皆さんにご説明させていただいたとおり、発議のほうで委員会発議として上げさせていただくのですけれども、それに伴って中身をいろいろともう一度確認をしましたところ、例えばですけれども、何々によってとか沿ってとかという「つ」という字が大きいままだったりだとかというのがあったので、その辺の、またこれ小さい微妙なところではありますけれども、そういったところの修正というのを前回提示させていただいたものから、新たに修正のほうをさせていただいているので、そこら辺も含めていま一度確認、御覧になっていただければというふうに思います。大丈夫ですか。

議会運営委員会からの報告は以上となります。

○議長（内藤美佐子君） 今の委員長の報告について何か伺っておきたいことがあれば許可します。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

大変申し訳ないのですが、もう一回資料のちょっと確認していただいた項目が見つけれず、0802でよろしいですか。

○議長（内藤美佐子君） 4ページに「略」と書いてありますよね。そこに入るものです。

次長、お願いします。

○事務局次長（小林忠之君） 先ほど委員長がおっしゃったのは、前回の全協のものを観てお話しされていたので、そちらにはその右側に24条と26条と27条が載っている新旧対照表だったのです。旧のほうに。それで、左のほうに新のほうに「削除」、「削除」、「削除」と書いてあったのですけれども、今回は削除しないので、その項目がまるっきり落ちていきますので、ないという状態になっています。新しいほう。

○議長（内藤美佐子君） 久保委員長。

○議会運営委員長（久保健二君） 久保です。

すみません、桃園委員、大変失礼いたしました。今見られている、今回改めて記載のほうをさせていただいているものというのは、もう既に直したものを載せさせていただいているので、これがそのまま執行側のほうにも目を通していただいて発議として上げる予定のものとなっております。先ほど私のほうで説明させていただいて、改定ができていないからそのまま残しますよ、削除になっているけれども、それはもう今まで改定を行った議会はそのまま削除していいというお話ですけれども、うちの場合は改定していなかったもので、そのまま残しますよといったお話は、前回の新旧対照表にそのまま載っていますので、「削除」となっている部分が、どこの議会も削除していいものと捉えてしまっていたのですけれども、実際はうちの場合は削除できなかったというところでご理解いただければなというふうに思っています。

○議長（内藤美佐子君） 大丈夫ですか。

〔「これが正しいということですか」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） だから、これがそのまま上げさせていただく内容となっております。すみません、失礼いたしました。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

〔「関係ない……」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 前回は関係ないです。

○議会運営委員長（久保健二君） ただ、今の説明は前回のを見てもらえれば、大分説明の段階においては削っていただいている。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに聞いておきたいことはないですか。大丈夫ですね、この件については、では12月定例会冒頭で委員会発議になるのですね、委員長。委員会発議になるのか。

○議会運営委員長（久保健二君） そうですね。

○議長（内藤美佐子君） そうですね。承知いたしました。

それでは、報告事項はこれで終了とさせていただきます。

議員の皆さんから何か報告ありますか、ほかに。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

---

#### ◎その他

○議長（内藤美佐子君） そうしたら、5番目のその他に行かせていただきます。その他をやらせていただ

きます。

先に、では私のほうから。今日の資料の中の10番です。埼玉県町村議会議長会議員報酬適正化についての要請活動というところを開けていただきまして、このたび各町村議会議長宛てにということで、埼玉県町村議会議長会の会長、佐藤会長より報告が来ております。その中身については、議員報酬について議長会でもいろいろ議論をしていたところなのです。やはりどこも今インフレでいろいろ物は上がっている中で、生活給ではないとはしても、やっぱり低過ぎるというお話が出ていて、あとは議員への成り手不足がいろんなところで起きているということで、このたび議長会で意見をまとめて、町村会長、井上会長は毛呂山の首長さんです。その方にこういう要請書をお渡ししましたということで、私が知る限りでは初めてかなというふうにも思います。中身は、議員の報酬の適正化を促進してくださいという、そういう要請書になっております。これをだから井上会長さんから各町村長宛てに依頼は行っているものだというふうに思っているところでございます。

それから、朝のご挨拶をしたときに、全国議長会がありましたという中で、要請活動、全国要請、この要望書の重点要望の中に、1番に説明があったのですけれども、全国町村議会議長会からこれは国に対して、議員の成り手不足対策及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望というのがありまして、そしてその中を見ますと、やっぱり報酬の件が上がっています。どうしても町村議会の報酬が低いということで、全国的な平均は21万8,000円ということなのです。もう本当に生活ができないような、なかなか厳しい報酬状況であるということと、あと年金への地方議会議員の加入とか、そういうところについても、全国町村議長会からは国のほうに要請、要望書をこうやって別冊子で重点項目ということで上げられています。中身を読んでみますと、各市町村でやってくださいというよりは、やはり上げたところには財政措置をしていただきたいというような、そういう項目もありますので、国がそういうふうな動きをしてくると、うちは財政措置と言われても不交付団体ですので、町が直接やらなければいけないというふうにはなってくると思うのですけれども、今、議長会の動きとしては、そんな動きをしています。町としては、今年は報酬審議会を開いてはくださっておりますけれども、中身については、まだ報告もいただいておりませんので、それは報告を持つしかないかなというふうに思っております。

以上、私のほうから、この今の議長会の動きの説明とさせていただきます。

以上です。

この件について何かありますか。質問ありますか。よろしいですか。こういう動きをしているというところで捉えていただければ。それでこれも置いておきますので、読みたい方は読んでください。

では、以上です。

その他、ほかにございますか。

〔「そうしましたら、事務局から1点ですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、事務局、よろしく願いいたします。

局長。

○事務局長（郡司道行君） 事務局から1点で、内閣府男女共同参画局から各市区町村議会事務局ということで、政治への参画に当たっての支障や課題に関する実態調査についてという依頼が来ております。こちらの調査期間なのですが、ちょっと過ぎていて申し訳ないのですが、今月の12日の火曜日から来月12月11日の

水曜日までという形になっています。こちらの文書は、どちらかというと事務局宛てなので、3枚目がどちらかというと議員さん用の文書になっていると思います。調査対象は全ての地方議会議員、こちら調査項目、いろいろなものがあるようで、全19問、該当者のみ回答等を入れると30問という形になっているそうです。回答方法は、こちらのほうのアンケートのほうもアクセスして、直接ご回答をしていただくような形になります。ご協力いただける議員の皆さんに関しては、来月の11日の23時59分までにご回答をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） この件について聞いておきたいことありますか。よろしいですか。

これQRコードから自分で入っていただいて、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、この件について大丈夫ですね。

ほかに皆さんのほうから何かその他でございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、本日の全員協議会、全てこれで終了とさせていただきます。

マイクを事務局にお返しします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（細谷光弘君） 皆さん、早朝より全員協議会ということでご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は大変議題が多かったので、長時間にわたりましてご苦労さまでございました。冒頭で議長のおっしゃっているとおり、急に昨日から寒くなってまいりまして、もう冬もすぐそこかなというふうに思っておりますが、私ごとではありますが、先週義理の父を連れて長野のほうに行つてまいりました。毎年同じところ、同じホテルに行つて、同じところに泊まるようにしているのですが、それでおかみさんが「また来年も来てくださいね」と言ったら、今年はずの義理の父が「あと10年は来ます」と言ったので、92歳2か月になるのですが、大変びっくりしたのですが、その前の週に5年ぶりに来たお客さんが109歳という方がいらっしゃいまして、あながち不可能ではないのかな。先にこちらのほうで亡くなってしまう可能性があるなと思ひながら、そういった意味で、高齢者の方に対しましては、いろんな用事とかイベントというのが、何か用事あるというのは非常に大事なのかな、そういったことがまた生きがいにつながっていくのかなというふうに私としても考えております。

余計な話だったのですが、もうまたあした一般質問提出、あさってということで、皆さん大変お忙しいとは思いますが、どんどん寒くなっていく中で、体調にご留意いただきまして、12月定例会、今年いっぱい議員活動を頑張つていって、また来年につなげていただければと思います。

本日もどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午後 1時46分）